

第四章

ムラ・マチ・イエ——社会生活——

第四章 ムラ・マチ・イエ——社会生活——

第一節 ムラとマチの構造

一 ムラとマチの定義

矢吹町の変遷

現在の矢吹町の範域には、表1のとおり江戸時代には一八の村が存在したが、明治初期に一三に統合され、明治二十二年に、「市制町村制」（明治二十一年公布）によって矢吹・中畑新田・大和久の三村が矢吹村（明治三十五年から矢吹町）、中畑・大畑・松倉の三村が中畑村、三城目・須乗・神田・堤・中野目・明新の六村が三神村となり、近世以来の村は、それぞれ合併後の新村の大字として位置づけられた（柿之内村は岩瀬郡広戸村に合併）。昭和三十年三月、矢吹町、中畑村、三神村、さらに岩瀬郡広戸村大字柿之内が合併して、現在の矢吹町が成立したが、住所表記上は旧町村の大字をそのまま踏襲したため、合併後の矢吹町においても大字がほぼ近世の村の範域を示していた。

【表1】矢吹の町村沿革表

明治元年（1868）		明治元年～ 明治22年 3月31日	明治22年 4月1日～ 明治36年 11月30日	明治36年 12月1日～ 昭和30年 3月30日	昭和30年 3月31日～ 昭和49年 3月31日現在
白 河 郡	矢 吹 村	矢 吹 村 （明治 9. 5.18） 2村合併	矢 吹 村 （明治22. 4. 1） 3村合併	矢 吹 町 （明治36.12. 1） 町制施行	矢 吹 町 （昭和30. 3.31） 3村および 広戸村の一部 合体合併
	矢吹新田村				
	中畑新田村				
	大 和 久 村				
	松 倉 村	松 倉 村 （明治 9. 6. 2） 2村合併	中 畑 村 （明治22. 4. 1） 3村合併		
	七軒新田村				
	中 畑 村				
	大 畑 村				
	三 城 目 村	三 城 目 村 （明治 9. 6. 2） 2村合併	三 神 村 （明治22. 4. 1） 6村合併		
	三城目新田村				
	須 乗 村			須 乗 村 （明治 9. 6. 2） 2村合併	
	須乗新田村				
	神 田 村				
	堤 村				
	中 野 目 村				
	明 岡 村			明 新 村 （明治19. 5.28） 2村合併	
	明岡新田村				
岩 瀬 郡	柿 之 内 村		-----		岩瀬郡天栄村 に合併
	高 林 村		広 戸 村 （明治22. 4. 1） 5村合併		
	飯 豊 村				
	白 子 村				
	小 川 村				

ムラの定義 矢吹町の住所標記における大字は、昭和五十五年まで用いられ、前述のとおりおおむね近世の村に相当していた。
と地域区分 しかし、本章においては社会生活の最も基盤となる最小単位としての共同体、いわば自然村とでもいべき組織

およびその領域をムラとして扱いたいと考えており、聞きとり調査などから推測すると、矢吹町の場合は必ずしもかつての大字がそれに相当するとは限らないようであった。

ムラについて福田アジオは『日本村落の民俗的構造』（昭和五十七年、吉川弘文館）の中で、「農村や漁村では、一定の領域が一つの組織として存在し、生活・生産に関した種々の共同慣行を保持していて、その領域の家々はその構成員になることによつてはじめてイエの維持存続を可能にしているのである。このような一定の領域を基礎にして成立している社会組織の基本単位がムラである」と述べている。このようなムラを矢吹町の農村部においての調査結果から想定すると、共同体生活における組織や行事などは行政区を単位としているところが多く、行政区が実質的なムラとして機能してきたと考えるのが妥当である。行政区の中には、現在もかつての大字と領域がほぼ重なる区（神田・堤・中野目など）もあるものの、多くはもつと小さい領域であり、アンケート調査の結果からも、ムラ（もしくは部落）といった場合には区を指すという回答が多く、ムラ全体に伝わる禁忌なども区を単位とするものが多かった。以上のことから、本章では農村部においては現在の行政区をムラの基本単位として扱うこととする。ただし、旧大字三城目（近世の三城目村）に関しては、行政区は六つにわけられているが、溜め池や萱山かやまの管理、大規模な道普請みちふしぎ、鎮守（御霊神社）祭礼の実施など、三城目地区全体として扱われる事項が多く、鎌倉権五郎景政に由来する「ムラにおいて唐竹はつくつてはならない。稲干しのハセに必要な場合はほかのムラから調達する」という禁忌も、旧大字三城目全体に伝えられている。総区長制という矢吹町の農村部としては特殊な制度をとっていることもあり、三城目については行政区をこえたかつての大字全域を一つのムラとして考えたい。

なお、本章では、ムラは明治以降の政府による中央集権化の流れの中で行政的につくられた組織とは異なり、近世以前から成立していた自治的な地域集落単位を基盤としていることを示すため、行政単位を表す場合にも用いられる「村」という漢字表記

を避け、「ムラ」とカタカナで表記することとする。

マチの定義 共同体の構成員のほとんどが農民であったムラに対し、構成員の中で農業以外に従事する戸の割合が多かった近と地域区分 世の矢吹宿およびその近縁の地域については、ムラとは異なった社会生活が営まれていた。つまり、いわゆる町場はさまざまな職業に従事する人々によって構成され、職業の異動もムラと比較すれば容易であり、構成員の転入・転出もはるかに多かったことが推測される。

具体的には、旧矢吹町大字矢吹の範域であり、現在の行政区では、ほぼ一区・二区・五区にあたる。本章では、このような町場における社会生活についても記述するが、町場の組織・範域などについても、ムラと同様に明治以降行政的につくられたまゝまりではないという意味から、漢字ではなくカタカナで「マチ」と標記することとする。

宿場町として 旧大字矢吹の中心部を南から北に向かって真つ直ぐにのびる道はかつての奥州道中（北へは松前道中・南へは江戸道中）であり、両側に町並みが続く現在の矢吹町中心街（中町・本町・北町）がかつての矢吹宿であった。

『白河風土記』によれば「古ヨリ村里タル事」は知られていたものの、「元ハ民戸モ所々ニ散列シテ居住」していたのが、天正六年（一五七八）に「南北五丁（町）一四間戸数六七軒両側ニ連ナル奥羽街道ノ驛場」として開かれたとある。その後天正十八年（一五九〇）に、豊臣秀吉の奥羽仕置に基づいて中央権力の下に編入され奥羽諸国の主街道の整備が進められるが、会津若松城主蒲生氏郷支配下の矢吹宿でもこの年に町割りがおこなわれ、宿場町として整備され、人家も増えて本陣・脇本陣・旅籠などが立ち並ぶ宿場町として発展していったと考えられる。

「街道の宿場」としての矢吹については、はじめの章、第一章、第三章などで述べられているので、ここでは本町の平山家文書にある「嘉永五年（一八五二）正月 当宿方家之覚」（『矢吹町史』第3巻資料編Ⅰ4）をもとにして、近世の矢吹宿のマチとしての特徴などについて若干述べてみたい。「当宿方家之覚」によると、当時の戸数は道の両側で一〇軒あり、白河藩に久松松平氏が入封する寛保年間（一七四一～四三）までには町検断・問屋・本陣などの宿役人・庄屋はこの史料の所有者である平山

家とその一族の会田家・佐久間家・笹山家が勤めるようになっていたことが記されている。さらに、同史料は宿駅本通りを一軒ごとに克明に記録しているため、当時の家々の屋号・出所・職業などを知ることができるが（町割図参照）、染め屋・鍛冶屋・石屋・大工などの職人、米屋・油屋などの商人、さらには医師や神主などさまざまな職業の人々が居住するマチの様子を再現することができ、また屋号も先祖の出身地などを連想させるものが多く、非常に興味深い。

「当宿方家之覚」において、出所の記載が明らかなものの四〇軒について、各戸主（若しくはその先代・先々代）の出身地を分類すると、以下①～⑤に示すとおりであった。

① 現矢吹町内から（四） 中畑二、須乗一、柿ノ内一（養子にはいる）

② 西白河郡内から（二〇） 白河市二（白河・小田川）、中島村二（滑津二）、泉崎村二（泉崎二）、大信村二（新城・下小屋）、西郷村二（長坂二）

③ 県南地方から（九） 須賀川市一（市野関）、鏡石町一（久来石）、長沼町二（長沼・横田）、岩瀬村一（今泉）、天栄村一（小川）、玉川村一（川辺）、古殿町一（大久田）、棚倉町一（棚倉）

④ 県内から（八、県南以外） 会津五（村名不明）、二本松市二（二本松・鈴石）、三春町一（三春）

⑤ 県外から（九） 新潟県六（全て越後と標記）、栃木県那須町一（伊王野）、岩手県一（南部）、福岡県一（筑前国）

この結果をみると、（史料に記載がないものもあるかもしれないが）現矢吹町内のムラからのマチへの移住者は比較的小さく、西白河郡を中心とする県南地区のムラからの移住者が多い。現在の行政区画は、必ずしも近世における人々の移動の範囲とは合致していない結果となったが、もしかすると、あまりに近くのムラからの移住は（嫁入り・婿入りは別として）はいる側として避ける意識があったのではないかと推測される。また、現在の県南地区内の市町村からの移住者に関しては、同じムラ（大字）からの移住者が二名ずつ存在する例が多いが、マチへ移住（共同体への加入）するのに対して、同じムラ出身の先住者を頼ってきたことが推測され、興味深い（はじめの章参照）。

また中には、会津出身の屋根屋、越後出身の指物大工、同じく越後出身の木挽など、手に職を持って各地を渡り歩き、この地に住み着いたようすをうかがわせる者もあり、県外では新潟からの移住者が最も多いことなど、当時の社会情勢や他地域とのつながりをさまざまに推測することができる貴重な資料である。

境の民俗

ムラやマチの境界には、地籍上あるいは行政上の境とは別に、ムラの住民たちが生活の中で歴史的に形成してきた社会的な境がある。

このことについて、原田敏明は「ムラの境」〔社会と伝承〕第四号 昭和三十四年〕の中で、「村境はそれによって村の外との区別をつけるところであり、したがって地図上の境界ではない。もつと社会的であり、その内に存する社会を中心にし、その存在の根柢をなすものである。村境が宗教的な意味を持って来る所以もここにあって、その村が神聖であるのに対しては、境の外を不浄の場所とし、境の内に対しては何かこれに対抗するもの、これに禍いをもたらし、ものという関係におかれている」と述べている。つまり、そこはムラの内と外をわけるところであり、ムラに禍いをもたらしものを追い出し、悪しきものがムラにはいるのを防ぐための象徴的な場所でもあった。

矢吹町では、マチについてはそのような境を確認することはできなかったが、ムラにおいては、隣村へ向かう坂の頂上（三城目Ⅱ鏡石町成田に向かう坂）、川（神田Ⅱ阿武隈川）、橋（中畑Ⅱ三文橋）、塚（松倉Ⅱ穂久保の境塚）など、境として意識されている場所の例をいくつか確認することができた。そこでは、かつては注連縄をはったり御札・幣束をさしておくなどの儀礼や、呪術的な行事がおこなわれたようであるが、現在はほとんどおこなわれていない。

今回の調査で確認することができたムラ境における行事としては、稲虫送りをあげることが



【写真1】矢吹と中畑の村境三文橋

できる（三城目・神田・須乗）。稲虫送りは八月の上旬に、青年（男子のみ）たちによっておこなわれる害虫駆除を祈願する行事であり、虫がついて立ち枯れになっている稲を各戸から持ち寄り、数本を三つ編み状に束ねたものを青年たちがムラの境に向かって運び、三城目では成田に向かう坂の頂上付近の山に捨て、神田では阿武隈川に流した。その際、青年たちは太鼓を「ドンドコ、ドンドコ、ドンドンドン」と打ち鳴らし、その拍子にあわせて「イナムシおーくるぞ。成田の先まで（神田では阿武隈川まで）おーくるぞ」と唱えながらムラ中を歩いたという（第六章一年の生活参照）。

そのほかとしては、春夏の熊野講に際して青年たちがムラ境に注連縄をはって餅つきをおこなったり（原宿・松倉など）、六月はじめに老婦人たちによりおこなわれた念仏講の中で、他区からの入口などの辻で数珠繰りがおこなれたことなどがあげられる（大畑・神田ほか、かつては多くのムラでおこなわれていた）。

二 ムラとマチのしくみとはたらき

（一）組織および役職

ムラの組織

明治二十二年の町村制施行によって全国で財政能力拡大のための町村合併が推進され、新たに生れた町村内に区が設置されることになり、旧矢吹村においても明治二十九年『区及区長設置規定』によって、大字（つまり近世の村）を基礎として第一～四区が設置され、それぞれに区長およびその代理者がおかれることとなった。中畑村、三神村においても確かな記録は残っていないものの、ほぼ同時期に大字を基礎として区が設置されたと思われる。



【写真2】三神と成田の村境（陣方岡）

明治・大正をへて戦前までこの区がムラ組織として機能するが、戦時体制へと向かっていく中で全国で推し進められた昭和十二年からの国民精神総動員運動を受けて、昭和十五年に『部落会・町内会・隣保班・市町村常会整備要綱』が定められ、全国一斉に部落会や町内会が従来の区とは別組織としてつくられていくこととなった。さらに、その下に五軒から一〇軒ほどの小さなまとまりを隣組として組織し、回覧板などの連絡および相互扶助の地域集団としての機能を持たせることになった。部落会長・町内会長は各隣組長を招集して行政当局からの通達を指示し、隣組長はその内容を各戸へ伝達した。部落会および町内会は行政の指導のもとにその末端組織としての役割を担ったのだが、戦時中の人手不足の中、各会長は区長と重複することも少なくなかったようである。なお、隣組については、戦後になって行政上の組織としては廃止されるが、回覧板を回す範囲などとして実質的に機能を継続し、現在、各行政区の下部組織として存在する班（組）の基盤となったと考えられる。

その後、戦後の動乱期には各区（部落会・町内会）の活動は一時期停滞するものの、昭和二十五年ごろから各地で復活をはじめめる。

さらに昭和三十年の町村合併を契機として、翌三十一年には経費などを区内で調達し、住民自らが区を運営する自治会として組織化された。その後、昭和五十四年に町の行政当局が『矢吹町行政区長規則』を定め、自治会を基盤として行政区を設置することとなり、これによって戦前の行政区が復活することになった。ムラ組織としての内容はこれにより特にかわったということはないが、各自治会長の多くは行政区長に推薦され、矢吹町長から任命される特別職として住民への連絡・文書配布などの任務を負うとともに、報酬も支給されることになった。また、矢吹町全体の行政区長会も構成され、各区長は住民の要望を行政当局に反映させる任務も負うこととなった。

ムラの役職

現在の区の役職は、区を総括する区長と、区長を補佐する副区長（会計をかねる区が多い）によって運営される。ほかに区の中の各班（組）ごとに班（組）長が一名おかれ、住民への連絡、回覧板廻し、集金などの任務にあっている。前述のとおり、班（組）は戦時体制下で全国的に組織された隣組を母体としており、区内の近隣戸のおおむね五から

一〇軒ほど構成されている。

明治二十九年の『村区及区長設置規定（矢吹村）』によると、「第一条 本村ハ（中略）各区ニ区長及び区長代理者（副区長）各一名ヲ置ク」とあり、また、昭和十一年の『中畑村部落常会規則』においても、「三 役員 常会ニハ左ノ役員ヲ置ク 一 会長一名、一 副会長一名、一 常任幹事若干名 記録係、会計係、進行係ハ常任幹事ヨリコレヲ選任ス」とあり、常任幹事はほぼ隣組単位に選出されていたことから、昭和初期以降、現在までほぼかわらないものであったようである。ただし任期については、明治二十九年の『区及区長設置規定』によると「区長及其代理者ノ任期ハ各ニカ年トスル」とあるが、大正十三年の『区及区長設置規定（矢吹町）』には「任期ハ四年トス」とあり、若干の変遷があったようである。

現在、区長・副区長は総会において選出されるが、ほぼ年齢順に適任者が選ばれ、副区長が翌年の区長候補となる慣例の区が多いようである。また、班（組）長は、各戸持ち回りでつとめ、その班（組）の戸数年に一度は必ず順番が巡ってくる。なお、神田ではかつては各班ごとに班長とは別に協議員が一名ずつ選挙で選出され、区の役員として運営に参画した。班長は一年任期で持ち回りであったが、協議員は何年も勤める人が多かったという。

矢吹町におけるムラ組織の中で、三城目地区はほかと若干異なった組織を持っている。旧大字三城目は現在六つの行政区にわかれそれぞれに区長（班長、常会長ともよばれている）と副区長を選出するが、さらにその上に三城目全体を総括する総区長がおかれている。区長・副区長の任期は他地区同様に一年であるが、総区長の任期については定めがなく、かつては区長とは別に各区ごとに一名ずつ選出される理事（計六名）の互選により選ばれたが、現在は適任者を選挙により選出している。溜め池の管理、三城目全体がかかわる道普請、祭礼の執行、青年会の指導など重要な案件は総区長が管轄し、決定事項を各区長に伝える。三城目地区は、戦前是一个の行政区であったため、昭和三十年の合併に伴い昭和三十一年に旧三神村の区を自治会として再編成するにあたり、区の共有財産の管理など、旧来の慣行をスムーズにおこなうために、農村部では三城目地区のみが総区長制となった。

マチの組織 マチの組織について、近世以前の姿は不明であるが、農村部同様に明治二十九年の『区及区長設置規定』により及び役職 旧矢吹宿においても区（一区・二区）が設置され、その後大正十三年に五区が新設された（三区は旧中畑新田村、四区は旧大和久村であり、本章ではムラとして位置づけた）。

マチの区も前述のムラと同様に戦後の一時期活動が停止したもの、昭和三十年の町村合併を契機として、戦前の区を母体として昭和三十一年に自治会が発足した。なお、それまで旧矢吹町においては従来区の諸費を町当局が負担していたが、旧中畑村・三神村においては各区の負担であったため、自治会設立にあたり三地区の足並みをそろえる必要が生じ、旧中畑・三神両村の区民負担をなくすのではなく、旧矢吹町も諸費を区民負担とすることで統一した。その際に、「種々意見はあったが事情止むを得ず承知された」（昭和三十年十二月『矢吹町五区自治会設立趣旨説明会議事録』）との記録があり、旧矢吹町の住民からは不満が出されたことが推測される。その後、昭和三十三年に旧飛行場地内の四八戸が分離独立し、六区自治会が新設された。

現在の矢吹町の町場における区および自治会の組織などについては、昭和五十四年に各自治会を母体として町当局が行政区を設置（復活）する際に、構成員数などの関係から、それぞれ区の下に組織されていた班を区として独立させたため、現在、四三の行政区（一区Ⅱ一三、二区Ⅱ一五、五区Ⅱ一〇、六区Ⅱ五）が存在している。しかし、行事、各種活動や資産管理などの母体となるマチ組織としては、四つの自治会が実質的に機能しているため、各自治会長が総区長として各区を総括し、各行政区は実質的には自治会の下部組織としての役割を果たしている。

商店の組織

表2は、昭和十一年に東京日々新聞矢吹直売所（渡邊新聞店）が作成した『福徳田満寿呉録（口絵参照）』の中で「すごろく」の駒を進めるマス目として書かれている店名の一覧である。当時、中町・本町で営業していた店の全てがはいっているわけではないが、戦前のマチの様子を知ることのできる貴重な資料である（この中で、現在も営業している店は一二軒ほど）。作成の経緯については不明であるが、同じ昭和十一年に現在のような法律に基づく組織ではない「矢吹町商工会」が「矢吹町ノ繁栄振興ニ寄与スルタメ」に設立されており、作成にあたりこの「商工会」からなんらかの働きかけがあ

【表2】昭和11年 福徳円満寿呉録

番号	屋 号 店 名	営 業 商 品	電話	備 考
振出し	仲西呉服店	度量衡器計量器		
1	圓谷呉服店		46	
2	ツムラヤ洋品店	ツムラヤ印洋品、ゴム靴	35	
3	米富士屋商店	銘茶卸小売、陶器、砂糖類、其ノ他	17	
4	熊田時計店	各種蓄音器、レコード		
5	芳賀下駄店	下駄、桐材		
6	中村屋自動車部	乗合、貸切	15	
7	仲西書店	書籍、雑誌、学校用品、 國定教科書	11	
8	穴戸善四郎商店	楽器正宗、米穀、麩、 椎野せき妙薬	16	
9	有賀アキ	和洋結髪、美容着付		實業銀行裏
10	亀屋呉服店		26	
11	信濃屋 川上薬店	薬品、売薬化粧品		
12	筑前屋	醤油	50	ヤマチク醤油醸造元
13	浦井雜貨店 新聞屋	荒物、雜貨、砂糖、ゴム靴、 海産物		
14	安藤農具店 機械屋	農具、農蚕具		改良農蚕具発売元
15	古川家菓子店	ラヂオ、電気 製作販賣	34	
16	岩城屋菓子店		19	
17	前野薬店	各種薬品、農業薬品、化粧品		
18	カフエー丸政			
19	角田商店	米、雜穀、精米業		
20	小林建具店	タンス、鏡台、和洋家具		矢吹郵便局前
21	ミツワ小間物洋品店 長尾小間物洋品百貨店		呼出21	警察署隣
22	佐久間酒造店			陰陽醸造元
23	マルホシ金物店			浅野セメント特約、 旭抜ガラス特約
24	小針写真館			
25	酒井雜貨店	ガソリン モビール、 荒物雜貨洋酒缶詰		駅前
26	マルケイ小間物店	洋品、雜貨、學用品		
27	上田洋服店	洋服、仕立物		㊦印ゴム靴代理店
28	渡邊鍛工所	酸素溶接農具刃物、諸車製造		
29	玉木屋 栗林俊雄	狐足袋製造元、洋品雜貨		
30	笹川自転車店	自転車、精肉卸小売		白輪号自転車、 大和ゴムタイヤ特約店
31	長尾辰己薬店	有名化粧品、食料品、薬品一般	21	
32	白木屋 佐藤印刷所			
33	仲萬洋品店			
34	福住	御料理		
上り	大木代吉本店		1、2	楽器正宗醸造元

ったことが推測される。「矢吹町商工会規約」(『矢吹町史』第3巻資料編Ⅱ5)によると商工会の事務所は矢吹町役場内におくと、総会は毎年春に開催し、会費は一か月十銭(年二回、春秋にわけて徴収)とすることなどが定められているが、当時の商工会の具体的な活動内容や会員数などの詳細については不明である。

さらに「寿具録」がつくられた二年後の昭和十三年には旧矢吹町内の小売業者により、「商業ノ改良ヲ図ル為共同施設ヲナス」ことを目的として矢吹町商業組合が組織されている。「矢吹商業組合定款」(『矢吹町史』第3巻資料編Ⅲ5)の第三十四条第三号には、「営業上ノ弊害ヲ予防シ又ハ矯正スル為必要アル場合ニ於イテ営業方法営業時間及ビ販売価格ニ関スル協定ヲナスコト」とあり、共通の利益を目指して、商店同士でさまざまなとり決めをしていた様子が見えてくる。さらに、定款の第八十七条では、「第三十四条第三号ノ規定ニ依ル協定ニ違反シタルトキハ金三十円以下ノ過怠金ヲ徴収ス」とあり、ムラの規約を思わせるような罰則規定が設けられている(当時、商業組合でムラのような共通の休み日を設定していたかどうかについては不明)。

その後、戦時体制下の品不足の中で多くの商店は閉店を余儀なくされ、戦後も配給制度が継続される中で配給物資を扱う商店は



【写真5】中町商店会街路燈



【写真3】二区商店会街路燈



【写真4】中央商店会街路燈

登録制となり、登録のとれない店は営業できない時代がしばらく続いた。やがて統制品目も解除され、自由営業が再開すると矢吹商業組合も活動を再開し、その申しあわせにより昭和二十五年ごろから毎月十五日がマチの商店の公休日（共通の休み日）と定められた。さらに、昭和三十五年に施行された「商工業の組織などに関する法律」に基づき、全国の町村で国や都道府県の補助を受けて商工会が設立されるが、矢吹町においてもこの年に現在の形の矢吹町商工会が設立される。矢吹町商工会は、町内の商店に対して商工業の振興や経営の改善、福利厚生対策などさまざまな指導をおこない、これを受けて、昭和四十年代にはいつて公休日が月二回（一日と十六日）に改められた。

このような流れの中で、商店街を自主的に盛りあげようという動きの先駆けとしては、昭和四十年代中ごろに一区の三〇代を中心とした若者たちが、商店街の活性化を目指して「第一区商栄会」を結成したことがあげられる。商栄会は「マチを歩いて住んでいる人の顔がお互いに分かり、あいさつができるように」することを目標に、商店の後継ぎのほかに勤め人や農業の人も会員となり、キュウリ天王様のお祭りや愛宕神社祭礼に際して共同で櫓を組むなどの活動を積極的に繰り広げた。

その後、昭和五十年代にはいと、現在まで続く商店会が次々に結成されるが、その中で最初に設立されたのが本町を中心とする二区商店会である（表3参照）。二区商店会は、昭和五十三年当時、北町に大型小売店の出店計画が持ちあがったことをきっかけとして、商店主たちが町当局と商工会の助成を受けて設立したものであるが、町内に商工会の前例がなかったため、毎晩のように会議を開いて準備にあたるなど設立にいたるまでには苦労が多かったようであり、「商工会設立趣意書」（『二区商店会のあゆみ』平成十一年 二区商店会）には、当時の商店街の状況に対する商店主たちの不安と商店会設立への期待が表れている。以下、「趣意書」の全文を掲載する。



【写真6】駅前商店会街路燈

商店会設立趣意書

矢吹町の商業活動においては、現在の個々の商店は年々改善発展をはかるも、組織活動にあつては年に数回の連合大売出しを実施するとどまつている。従つて活動も他動的であるため積極的に欠ける懸念があります。

いまや商店街が一つのショッピングセンターとして、顧客の動員をはかうとしてゐる昨今、このような現況にあつては他の商店街に遅れをなすこと必至であります。

つきましては、早く商店会を設立し、商店会としての共同事業を行い顧客の吸引、経営基盤の確立と安住により二区商業振興と町発展に寄与することを目的とします。

昭和五十三年十月二十日

各位

二区商店会（仮称）設立発起人代表 佐藤栄吉 角田庄次井門 大木一也 仲西正之 鈴木嘉吉

ついで翌五十四年には、中町で矢吹町中央商店会が設立されるが、これは前述の第一区商栄会のメンバーを中心として、石川

【表3】

商店会名	地域	会員数	未加入	会費	設立年	会合	共同事業	イベント
二区商店会	本町・北町	四〇	一五	均等	昭和五三	四・七・十二月	街路灯設置等	夏祭り・秋祭りの協賛
矢吹町中央商店会	中町北半部	三三	三	均等	昭和五四	随時	街路灯・歩道設置	夏祭り・秋祭りの協賛
中町商店会	中町南半部	二七	三三	均等	昭和五七	七月	街路灯設置等	夏祭り・秋祭りの協賛
東部商店会	五区	五〇	三	均等	昭和六二	不定		
矢吹町駅前商店会	駅前通り	三六	なし	均等	平成七	五月	街路灯・駐車場設置、花いっぱい運動	夏祭り・秋祭りの協賛

街道を境として北側の商店主たちが、より密接な範囲での活発な活動を目指して自主的に設立したものである。その後、商工会からの働きかけもあって中町の南側の商店主たちにより中町商店会が設立され、さらに、矢吹駅舎新築に伴う駅前周辺整備事業（街路灯の設置など）をきっかけとして、平成七年に駅前の商店主たちが矢吹町中央商工会から独立し、矢吹駅前商店会が組織される。これにより一区・二区の商店会は合計で四つとなったが、その後もそれぞれ商工会をとおして行政からの助成を受け、街路灯の設置、駐車場・歩道の整備などの共同事業をおこなうとともに、毎年商工会が主催する七夕祭りや秋祭りに際しては、共催という立場で花や提灯を飾るなどして積極的に協力している。なお、昭和四十年代に結成された第一区商栄会は、商店会とは別組織として十月の矢吹神社例大祭を中心に当時と同じメンバーで活動を続けているが、当日は揃いの法被をまとって祭りを盛り上げるなど、現在では祭礼の保存団体のような活動が中心となっている。

東部商店会は、昭和六十二年に五区の商店主たちにより地区商店街の改善発展を図ることを目的として組織され、商業の振興にとどまらず、チャリティー市・カラオケ大会の開催、県内外のショッピングセンターや先進的な商店会への研修・交流など地域の活性化につながる事業を展開している。特に近年は各種のボランティア活動に積極的に参加し、被災地や公共機関への寄附をおこなうなど商業活動より社会事業、福祉事業を中心とする団体としての側面が強くなっている。

寄合および経費

区の総会は、年一回、かつては一月（十六日もしくは十七日が多かった）におこなわれるところが多かった。現在では、年度末決算としているため、ほとんどの区で三月末もしくは四月はじめにおこなわれている。そのほか、原宿・根宿ではかつては春秋の年二回（原宿は熊野講のとき、根宿では午前中道普請で午後総会）おこなわれ、寺内・松倉では歟柄講の集まりも区総会としておこなわれていた。

総会（堤・中野目では初寄木、明新では初寄議とよんでいた）では、役員を改選し、その年の行事・休み日・水の管理などが話しあわれる。また、新たに区に参加する戸がある場合、区内の紹介者（多くは新たな戸が含まれる班の班長）を介してこの会において紹介され、入区を承認される。なお、総会に参加するのは原則として各戸の戸主であり、総会参加者が交代することは、

そのイエにおける戸主の交代（隠居）を意味すると考える区が多かった。

区の経費は、現在は全戸同額で毎年決まった額を納めているが、かつては年末の決算で総額を戸数で割った額を区費として各戸から徴収するところが多かったようである。その際、ムラにおいては戦前までは全戸平均などではなく、各戸で所有する財産（土地）により徴収額に差をつけた区もいくつかみられた（反別割・地価割など）。例としては、中野目では土地割四：戸数割六で、明新では半地半戸とよび、土地割五：戸数割五でそれぞれ区内の各戸が負担していた。

（二）共有財産

共有財産の管理

ムラの共有地としては、神社の境内地、共同墓地、山林、萱山（カヤマ）とよび、かつては各区ごとに存在、溜め池などがあった。

その中で萱山の管理についてはさまざまな形態があったが、三城目・根宿・寺内・松倉など多くの区では区長の指揮のもとにムラの共同作業として施肥・下草刈りなどの管理がおこなわれた。神田では青年会に管理を任せ、萱山に無断で立ちいって牛馬に食べさせる草をとる者などをとりしめるため、定期的に青年たちが見回りをおこなった。また、神田ではその年屋根葺きを希望する人は青年会に申し出て、希望者がその年の状況から萱の買値を判断して入札し、高額の値をつけた人が落札したが、その売りあげが青年会の活動資金となっていた。

さらに、本村では区内で萱屋根を持つ家の有志が二つにわかれて現在の大久保団地周辺に二か所の萱山を持っていたが、それぞれのグループ内で刈りとりをおこない、順番にその年に屋根の葺きかえを実施する戸を決める。なお、この二つのグループは、本村内の鉄柄（上丁、下丁）とほぼ一致していた。



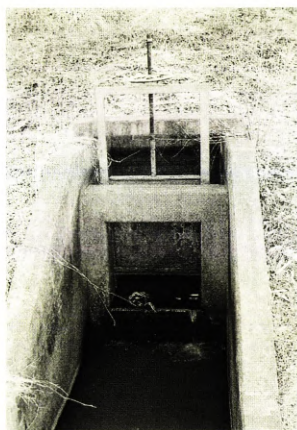
【写真7】平成16年度 寺内区総会

水の管理

矢吹の農村部においては、昭和三十年の羽鳥用水の導水以前は、水不足が頻繁におこり、かつては各地で雨乞いの行事もおこなわれていたようである（神田では、ムラ境の阿武隈川に面して土盛りした一メートル二〇センチほどの壇が設置され、湯水時には雨乞いがおこなわれた。年によっては、西郷村甲子の阿武隈川源流までいって雨乞いをしたこともあった）。また、ムラ内の当番で夜に水番を実施したり（中野目）、二人組の当番で田植え前には各水田に水を配水する（弥栄）など、貴重な水を守るためさまざまな管理がおこなわれていた。さらに、水をめぐる争い事もムラによっては頻繁にあったようで、夜水をとりにいった人が、唐鍬で頭をたたかれ大けがをしたなどの話を聞くことができた。

そのような状況下において、溜め池の管理はムラにとって特に重要な事項であったため、水の出し入れは多くのムラで区長（三城目では総区長）が管理し、溜め池の出水口に設置してあった三個のシメド（木製の栓）を、ムラの農作業の状況にあわせて区長の指示により調節してドイヌキ（栓を抜く作業）がおこなわれた。ただし、中畑本村のように全戸が水田農家ではないムラでは、区ではなく溜め池を利用している水田の所有者（水下 $\parallel$ スイカとよばれた）が共同で管理するところもあった。

溜め池では、長年にわたって水量を保つため、年に一度程度は完全に水抜きをして貯まった泥を流し、池底を乾す必要があった。溜め池を持つムラの多くは、毎年時期を決めてカガリとよぶ水抜きをおこなっていたが、三城目



【写真9】波柳池の取水口



【写真8】中野目西溜め池

では、波柳池・荒池の二か所を管理しており、総区長の指示により毎年十一月にカガリを実施した。池には区費で鯉などの魚が放してあったため、三城目の住民ばかりでなく、近隣のムラからも人々が集まり、三角網で魚を捕ったり、総区長が池に投げこむ酒瓶を拾ったりしながら、水を出やすくするため池底の泥を足で踏むなどして、水出しに協力した。

また、荒池で護岸工事を実施する際には、池の水を利用して農家が面積割（反別）で工事費を負担したが、ムラ以外である玉川村中村・小高や鏡石村成田などの住民でも三城目に田を持っていて池の水を利用してゐる者からは、工事費を徴収することとしていたため総区長が集金に歩いた。

現在では、羽鳥用水がとおったことによりかつてのような水の管理はなされなくなり、羽鳥用水については矢吹が原土地改良区、阿武隈川などの旧田部分の水については矢吹土地改良区が管理をおこなっているが、ムラの水利の状況によっては、必要に応じ区長が区内の特定の人に委託してポンプアップなどの水の管理をおこなっているところもある（神田・谷中など）。

（三）ムラのきまり事と労働慣行、相互扶助

ムラの内規

人々が一定の範囲内で共同体として生活していくにあたり、社会秩序の維持や各戸の生活の安定的な継続を図るためにはムラの内部規定を定め、構成員に対しては「掟」として、ある程度の強制力を持って遵守させる必要があった。ムラの内規は必ずしも成文化されたものだけではないが、歴史的にみてムラ自身で成文化した内規としては、中世後期に展開する惣村において、特に近畿地方のムラで定められた総掟や地下掟とよばれるものにはじまると考えられる。その後、近世になって掟書や村定、定書、村極といったものが各地で作成されるようになるが、これは藩制村の成立にともない、領主からの命令に対してその遵守を誓うためにムラ各戸署名の請書が作成され、それに基づいてムラの内部規定としての掟書などが作成されたことによるものと推測される。

矢吹町内においてもこのような近世の各ムラにおける内規（村掟）がいくつか現存するが、現在確認することができる古い例

としては、文化七年（一八一〇）の「幕領大畑村放馬禁止其ノ他村定」（『矢吹町史』第2巻資料編I 4 一二〇）があげられる。内容は、ムラ内における馬の放し飼いの禁止であり、もしもこの規定に反して田畑などへ馬を出した場合、「壹疋二付五拾文つ、過料可仕之筈相極メ申候」とある。また、文化八年（一八一）の「幕領大畑村省略村議定書」（『矢吹町史』第2巻資料編I 4 一二二）では、普段の飲酒を禁じ、葬儀に際してはその役割に応じて酒の供応を認めること（六人江酒壹升、地取江酒壹升）など、年間の餅をつく回数の制限（四度）、庚申・三夜待（二十三夜講）をやめることなどの規定が記されている。さらに、弘化三年（一八四六）の「旗本領中畑村博奕禁止二付定御請書」（『矢吹町史』第2巻資料編I 4 一二四）では、博奕の禁止について定め、宿となった家、賭博をした人、山においての賭博における貸し出し元などに対する過料（それぞれ三貫文、壹貫文、三貫文）とともに、宿となった家の近隣（五人組）の家々に対しても過料の規定（五百文）があることが注目される。なお、この史料は領主からの命令に対して遵守を誓って差し出した「請書」であるため、定書きの後に、当時の中畑村の構成員全員と思われる一三五人の署名捺印がある。

このように近世のムラにおける内規には、領主から申し渡された法度などを村の実情にあわせてとり決めたものと、馬の放し飼いの禁止など村独自の申しあわせで定めたと思われるものがあるようだが、いずれも罰則規定があり、ムラ内の秩序維持のためにはムラ人自らが厳しい規定が必要と考えたことがうかがわれ、さらにムラの警察機構としての若者組（青年）による監視などもあったものと推測される（若者組についての詳細は「年齢集団」の項で後述）。

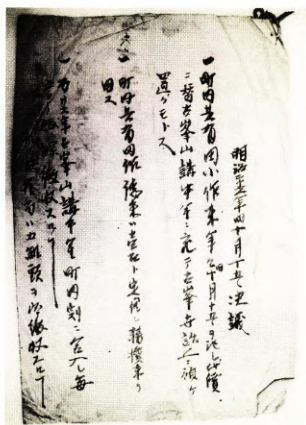
しかし、竹内利美によると、近世の村法には総括的なものは稀で、ほとんどは当座の問題に即する仲間の申しあわせにとどまっており、ほとんどのムラで総括的な成文の規約・条例のたぐいがつくられるのは明治中期以降であるとしている。また、その背景として、町村合併により江戸時代の「村」のほとんどは新町村に吸収されて制度外となるが、住民生活の保全にとって旧村の自治的協同規制は不可欠であり、農地以外の山林・用水・牧場・漁場などの生活基盤の保有はまだムラに残されていたため、ムラは制度的には消滅しすべて私権の集合体と化したことで、いっそう仲間規制を明確にする必要があったことをあげて

いる（竹内利美「ムラの行動」日本民俗文化体系8『村と村人』一九八四、小学館）。

また、ムラ規約の成文化の背景について、福田アジオは「村づきあいと約束」（『約束』ふおるく叢書8 弘文堂）の中で「生活に関する事項までムラの規約として成文化することはむしろ近代にはいつてからの一般化といえよう。学校教育の普及と近代法制度との接触から、文字権威を認める考え方が一般的に成立し、自分たちのムラの秩序も文字によって示すことで維持できるというようになってきたのである」と述べているが、明治中期以降、さまざまな社会的要因を背景に、ムラ規定の成文化が全国的に進んでいったと考えられる。

このような流れの中で、矢吹町内でも明治中期ごろから、各区ごとに生活に関する事項までを成文化した内規が定められたところが多いと推測される。今回の調査では、寺内区において明治から昭和にかけてのムラ規定が数多く確認されたため、その中から明治二十六年の「決議」、明治四十一年の「部落規約」、昭和十六年の「部落協議事項」、昭和五十三年の「鉤柄決定事項」の四つについて、その全文を資料集に掲載した。以下それらについて特徴などを述べ、寺内区を例としてムラの内規の変遷について考察したい。

まず、明治二十六年の「決議」の主な内容は、区の共有田における小作料規定、古峰山講中について、一戸ごとの鶏の飼育数（五羽まで）と消防による見回り、馬の放し飼いの禁止と消防による見回り（過料は見回り人に任す）、無職業の者が村内に滞在する場合の届け出（届け出がない場合は消防が退村を命じる）、賭博の禁止（消防によるとりしまり）、消防見回り労金の支給などである。馬の放し飼いの禁止、賭博の禁止などは江戸時代からの流れをくむ規定であろうが、無職業の者の滞在についての規定は、すべてが農業従事者で構成されていたであろう当時のムラにおいて、原則

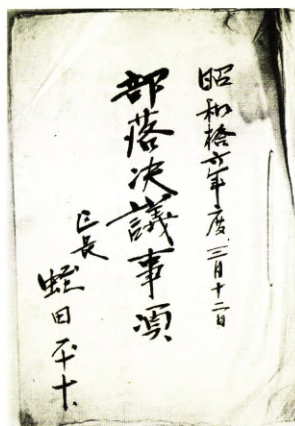


【写真10】明治26年 寺内決議
（寺内区有文書）

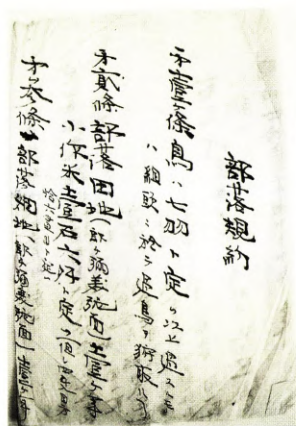
的には「よそ者」が共同生活することは認められないことであるため、在村の目的およびその出自などを明らかにする必要がある、また、安全な人物であることを証明する保証人の存在を必要としたものと考ええる。さらに、ムラ内の多くの規制をとりしめる警察機関として「消防」をあてているが、翌明治二十七年の史料「寺内若者へ」では「若者二例年ノ通り鳥番馬番を任ルモノトスル」とあり、とりしまりの委託先が「消防」から「若者」にかわっている。これは、明治二十七年の消防組規制の公布により各町村内で消防組の組織と整備が進められ、寺内においても消防が若者と構成メンバーとしては重なる者が多いものの、行政の指導に基づいて活動する別組織として認識されるようになったためではないかと推測され、それ以前の明治初期には実質的には「若者」も「消防」もほぼ同じ組織であったと考える。

次にあげた明治四十一年の「部落規定」では、「鳥は七羽まで」と飼育可能な数を増やしているが、その反面で過鳥は狩りとするというより厳しい規定となっている。消防に対する手当として、墓地の立木の最上なる杉一三本を刈り取ることを許可する条文もあり、このころには消防がムラ内の重要な組織として認識されてきていることがうかがえる。

その後、原文は紙面の関係で掲載しないが大正九年の「協議事項」では、^{よりあい}寄合への遅刻の過料（時間の決定は区長裁量）などの規定が加わり、さらに昭和十六年の「部落決議事項」になると、年末年始・出産祝・中元などの虚礼廃止や、普請・屋根替で



【写真12】昭和16年 寺内部落決議
(寺内区有文書)



【写真11】明治41年 寺内部落規約
(寺内区有文書)

も酒を使用しないこと（棟あげのみ一升許可）、さらに軍隊への入営・除隊・帰還に際しての接待・手みやげの規定など、戦時体制に向かう世相を背景として、行政当局からの指導に基づいてのムラのあり方がはっきりとあらわれている。なお、鳥の放し飼いの禁止の規定（いわゆる「ニワトリ憲法」）については明治以来途絶えることなく明文化されており、また、その管理が「青年」となっている。

戦後は寺内では鉄柄（葬儀組織、後述）の集会と一緒に毎年四月一日に寄合をおこなうようになり、その際にムラ内の規定についても話しあわれ「鉄柄決定事項」として成文化されるようになる。内容としては、公民館が完成してからはその使用規定・諸費用など事務的内容が中心となってくるが、昭和五十三年の「決定事項」の中にも鳥（鶏）の放し飼いの禁止規定については条文化されており、先祖代々守り続けてきた規則をいわばムラの憲法として伝えていく責任感が感じられ興味深い。

休み日・カミゴト

明治五年十二月の政府による旧暦（太陰太陽暦）から新暦（太陽暦）への切りかえにより、公の施設などでは新暦が使用され、曜日の観念が地方へも広がっていくこととなるが、構成員のほとんどが農業従事者で、農作業の進捗状況にあわせて生活のリズムが構成されていた農村部においてはさまざまな機会において旧暦の方が都合がよいことが多かった（例、新暦正月はまだ山に雪が少なく、堆肥の原料としての木の葉集めにちょうどよい時期。逆に旧暦正月は雪と寒さで山にはいるのは難しい時期）。そのため、実質的にはひき続き旧暦を生活暦として使用する時代が長く続き、聞きとり調査の結果からは、昭和三十年の町村合併のころから新暦を使いはじめたというムラが多かったようである。

ムラにおける休日の規定も、かつては曜日によるものではなく、古来からの慣習を基礎として、農作業の進捗状況や年中行事、各ムラの実情にあわせて設定され、寄合の中で決定されたものと考えられる。

旧矢吹地区のムラにおける休日について、矢吹小『郷土史』（矢吹町史）第4巻資料編Ⅲ4 六一（一）の中に「明治四十年ころの労働の慣習」が記録してある。その中ではまず、「古来一般二休業日トシテ数ヘ」られ、「必ず休業スルノ定ナリキ」ものとして、

・正月（朔日より十六日間および二十日）

・盆（七月十四日から十六日）

・節句（三月三日、五月五日）

・鎮守祭礼（春・秋）

の四つをあげ、このほか「部落ニヨリ」休業日としているものとして、「初午」、「八朔」、さらに「毎月三回若シクハ六回ノ休日ヲ定メタルコトアリシガ行ハル、アリテ一定セザキ」と記している。

今回の聞きとり調査の結果でも、正月は十六日まで（あるいは二十日まで）、盆は三日間休んだというムラが多く、さらに田植え終了後のオオサナブリ、十月十日のカリアゲなどが加わるが、古来からの慣習としての一般的な休業日に關しては、各ムラともおおむね大差はなかったようである（詳細については、第六章第一節一働く日と休みの日）。

このような年中行事としての休み日以外に、矢吹小『郷土史』にあるように各ムラ独自にそのムラだけの休日規定がかつては毎月数回設けられていたが、これらの休日は「休まなければならない日」であり、多くのムラでカミゴト（神事・髪事）とよばれていた。

カミゴトは農繁期に限られ、ムラによって月三回もしくは四回設定され、そのほとんどが青年により管理されていた。多くのムラで過料として半日分の日当を支払うなどの罰則規定があり、さらにムラによつては破つた場合は青年たちによる制裁があった。そのほか、毎月の日の設定（六月から八月までの毎月一日・八日・十五日・二十四日を半日休むというムラが最も多い）や、青年の太鼓による各戸への周知など多くのムラで共通する内容が多い。

なお、マチにおいては共通の休み日はほとんど設定されたことはないが、昭和三十年代に一時期、中町・本町の商家で申しあわせをおこない、毎月十六日を公休日としたことがあったが、その後昭和四十年代には守られなくなった。

以下、ムラにおけるカミゴトの実例をあげる。規制の厳しさに若干の違いはあるが、ここにあげなかった各ムラにおいても、

ほぼ同様のカミゴトをおこなっていたところが多い。

【三城目】 古くは四月から十月までの間の月の一日と十五日は全休、八日と二十四日は午後半休とされ（後に全て午後半休となった）、全休の日は朝六時、半休の日は午前十一時に青年が学校山に集まり、太鼓小屋から太鼓を出して「デデテン テンテンテン……」と打ち鳴らすとともに旗をあげる。その後、青年の中でも若手が一〇人ほどでムラ（旧大字三城目全域）を回り、仕事を止めない人をみつけると口頭で注意し、それでもやめない場合は「カミゴトだけどわかんねえのか」と告げて、十分間ほど太鼓を打ち続ける（ブチアゲ太鼓とよばれる）。違反した場合の罰則規定としては、過料として当時の一日分（半休の場合は半日分）の日当を支払うことになっていたが、それ以外に、なかなか仕事を止めなかった家に対してはタラオケ（下肥桶）や馬の荷鞍を火の見櫓からつりさげたり、馬の荷鞍を川に浸すといった制裁が加えられることもあった。さらに、昭和初期まではブチアゲ太鼓でも止めなかった家に対しては夜になると青年から日時を指定した呼び出しがあり、暗い旧校舎の中でろうそく一本だけの明かりの下で青年から説教があり、呼び出された人は青年に対して詫（わ）びをいれた。その際に青年たちは、自分の鼻をつまむなどして声をかえてだれが話をしたのかわからないようにしたものだという。呼び出された人は、後日酒とお金を持って青年の代表を訪ね、正式に謝罪する。

なお、カミゴトとは元々は農繁期に洗濯もできないほど忙しかった嫁に対して、少しでも休養時間を与えて助けるために設けられたと伝えられ、「髪を洗う日」という意味で「髪事」とよんだのだという言い伝えもあった。

【神田】 春彼岸が終わってから秋彼岸までの毎月一日・十五日・二十四日の三回、カミゴトとよんで農作業は半日休みであった。カミゴトの日は午前十一時ごろに青年が地藏様の前に集まり、太鼓でムラ中に知らせる。神田の場合は、違反者に対して特に制裁はなく、カミゴトの日でも五時以降は「夜仕事」をしてもよいとされていた。昼十二時から夕方までの休みの時間中、嫁



【写真13】 三城目の太鼓小屋

は鍋洗い・風呂汲みなど忙しく働き、実際には休む暇はほとんどなかったという。神田においては、昭和五十五、六年ごろまでカミゴトを続けていた。

共同労働 ムラという共同体の中で人々が生活し、安全を維持していくためには、田畑の用水、共有山林、道など共有の（道普請など）施設を自分たちで共同管理する必要がある。このうち萱山や溜め池などムラにおける共有財産の管理については、本節（二）において前述したので、ここではいわゆる道普請を中心に述べたい。

道路が舗装されていない時代、道路脇の雑木雑草の刈りとりや道路の凹凸を補修するなどの管理はムラの重要な仕事であり、道普請・共同普請・部落作業などとよばれて、矢吹町内でもほとんどのムラにおいて必ず一戸につき一人人夫を出す規定となっていた。聞きとり調査およびアンケート調査の結果からは、各戸一人ずつ出れば年齢・性別は問われない例がほとんどであり、欠席者は出不足金として内規で規定した一日分の日当を支払う事になっていたムラが多い。

三城目においては、春の常会（小区会）で年間計画を決定し、春（四月）秋（九月）の年二回小区単位で実施されたが、各組長からの連絡を受けて当日は各戸一名ずつスコップと鎌を持参して現地に集合し、午前中に道普請の作業を終了させ、午後は慰労会をおこなった。ただし、新たな道の開削や大規模な補修など大人数を必要とする工事については三城目全体で対応し、総区長の指示を受けて各小区長が各組長に連絡し、各戸一名ずつが出る。どちらの場合も性別は問われないが、出られない場合には日当を支払わなければならない。

現在では、矢吹町全体で毎年四月に繰り上げられるクリーン作戦の際に側溝掃除などが実施されているが、このほかに各区ごとにもう一回草刈りなどを実施しているところが多く、現在も欠席者に対しては労賃を支払う規定となっている区もある。

さらに、近年は住民の高齢化に伴い、一人ぐらしの老人に対しては人夫賃金の免除規定を設けている区もあるが、その例として神田区の内規をその部分の条文のみ掲載する。

第十一条 区の実施事業

区の実施事業については出来得る限り休日を利用して、男女の出役区分について労賃の計算は男子を十、女子を八とし計算する。

労賃時給は千円とする。(中略)

人夫賃免除は、一人暮らしで六十五歳以上。

そのほかの共同作業としては、かつては青年たちが中心になっておこなっていたムラの祭り・行事などの準備およびその執行が、現在では各ムラとも青年会が解散したため、ムラの仕事となっているものがある。神田を例にとると、八月の納涼祭(盆踊り)の槽組み、十月の球技大会の準備、大晦日の夜半から元日にかけての元日祭などがあげられるが、草刈りなどのように各戸一人出すことを義務づけるのではなく、区の役員と有志により運営されており、ほかの区でも現在はほぼ同様の運営法をとっているところが多い。

一日の仕事

前出の矢吹小『郷土誌』の中に、明治四十年ごろの労働の慣習として、昼夜の労働時間についての記述がある。それによると、おおむね「日出時ヨリ日没時マテヲ以テ一日ノ労働時」とし、「日傭人ヲ使役」した場合は昼間のみだが、「家人労働」の場合は「長夜ノ季節ニ夜業ヲナス習慣アリ」と記されている。さらに、夜業の期間を「秋分ヨリ春分マデ」とし、夜業時間は「昼夜ノ長短ニヨリテ斟酌^{しんしやく}」するが、長夜の季節には「昼間ノ半ニ当ル」のが普通であり、作業内容は主として屋内作業で野仕事はおこなわないとしている。なお、時計で正確に作業をおこなっている者を調査したところ、「毎日朝六時ヨリ夕六時マデ十二時間ヲ作業時間」とし、その内食事および休憩として「一時間乃至一時間半」をあてるとしている。

この記録を参考資料として、聞きとりによりかつての矢吹町の農村部における一日の仕事量を調査した。当然の事ながら仕事量は農繁期と農閑期では全く異なり、また、農閑期の中でも田植えの時期については、ほかの時期と比較にならない忙しさであった。さらに、矢吹小『郷土誌』においては、夜業では野仕事はおこなわないとあったが、実際には農繁期には夜にも野仕事をおこなう例は多く、大農家の稲刈りを婦人会が請け負い、会の活動資金としていたムラなどもあった。ムラごとに若干の違いがあるものの、おおむね平均的なムラの一日の仕事量について、その一日の動きを、三城目と神田での聞きとり調査で得た資料

をもとにして、図示したのが表4である。

田植えどきは朝四時には起床し、準備ができ次第苗代へ向かい、ユイの人々が到着するのを待つ。五時ごろから苗代にはいつて苗とりをし、朝七時ごろに田植えをおこなう家で準備した軽い朝食をその場でとった後、再び苗とりをおこなう。九時ごろユイの人々も一度各家に戻って朝食をとる。一〇時ごろから田植えを開始し、午後二時ごろからコビル（昼食）をとる（三時まで、鎮守様で休んだり土手で昼寝したりなど休憩）。その後、田植えを再開し、手元がみえるまでは（午後六時ごろまでは）田植えをおこなう。

田植え以外の農繁期は、五時ごろ起床して朝食前に牛馬の飼料となる朝草刈りをおこなう。農作業の中心は畑仕事（その時期にあわせて豆まき・ムギ刈りな

【表4】一日の仕事の例（神田西 S家、～昭和40年代）

農繁期（田植え）	農繁期（田植え以外）	農 閑 期
4:00 起床	5:00 起床	5:00 起床
5:00～ 苗とり（ユイの人々も現地集合）	5:30～ 朝草刈り（牛馬の餌）	5:30～ 牛馬の世話
7:00～ 現地で軽い朝食（田植えの家の準備）	7:00～ 朝食	7:00～ 朝食
7:30～ 苗とり	8:00～ 畑仕事	8:00～ 薬仕事、女の人はい縫い物（近所で互いに集まって）
9:00～ 各家に帰り朝食	※その時期に合わせて、豆まき、麦刈りなど	
10:00～ 田植え	12:00～ 昼食および休憩	12:00～ 薬仕事（共同作業）
14:00～ コビル（昼食）休憩（昼寝）	※夏季は暑くて仕事にならない時間帯	※日によっては、山にはいり木の葉集め
※鎮守様、土手で休む		
15:00～ 田植え（手元が見えるまで）	15:00～ 畑仕事、山へいく	16:00 帰宅
18:00～ 夕食	18:00（19:00）～夕食	18:00（19:00）～夕食
21:30～ 就寝	※時期によっては夜仕事をすることもある（稲刈りの請負＝テマドリなど）	
	22:00 就寝	22:00 就寝

ど)になるが、夏季に関しては昼食後は猛暑で仕事にならないため、午後三時ごろまでヤスミ(休憩)をとる農家が多かったようである。また、稲刈りについては月の明るい日には夜まで作業することは珍しくなかったという。

農閑期については、朝五時に起床後牛馬の世話をし、日中は共同作業場や何軒かで集まっていたの藁仕事を中心だが、天気の良い時期には山にはいって木の葉集めをすることもあった。また、女性には縫い物などの仕事をおこなったが、これも何人かで集まっておこなうことが多かった。

ユ

イ

一戸で一度に大量の労働力を要する場合、親しい友人や親類、近所の家々などの数軒が協力してお互いに労働力を貸し借りすることをユイとよび、矢吹町内でも各ムラにおいて広くおこなわれていた。ユイが特に必要になるのは田植えに際してであり、ムラのどの家も一度に大量の水を必要とするため、できるかぎり一度に終了させることが求められる多量の労働力が必要となるためである。ユイはお互いに労働力を交換しあうものであるから、賃金を支払うことはないが、ユイを組む家は長年にわたって続いている場合が多く、田植え終了後にはサナブリにお互いに招待しあって、ご馳走をふるまうなどした。

どの家とユイを組むかについて、中畑(本村・根宿)、三城目などでは親戚がまず優先する家が多く、距離が遠くてもまず親戚がさきで、余裕があればその後近所を手伝うということであった。それに対して神田では友人同士でユイを組んでおり、ムラの中の昔から仲のよい家五、六軒でつくる組が全部で五、六組あった。田植えに際しては各家から二人ずつ出し、六軒合計二人で作業したが、一日平均の田植え面積は四反ほどであり、ユイ内全ての家の田植えが終了するまでには十五日ほどかかったという。神田においては、ユイと隣組(班)とは全く別の組織であり、必ずしも隣近所が組んでいるわけでもなく、ユイ内では田植えをおこなう家の順序も毎年違う。また神田では、屋根の葺きかえについてもユイが作業するため、毎年ではないが、ムラの中での順番が回ってくる時にはユイ内でその年屋根葺きかえをおこなう家を決め、ユイの家々から二人ずつが縄を持って集まり、職人の指示の下に作業をおこなう。なお、三城目では屋根葺きかえも基本的に親戚が中心となり、不足する際は必要に応

じて近所から手伝いを頼んだ。

葬儀における 矢吹町内の葬儀における相互扶助組織は、現在は（特に町場相互扶助組織 では）区の下に設けられている隣組により手伝いがおこなわれることが多いが、隣組とは別に鉾柄（鉾柄講、鉾柄記、鉾柄忌、鉾柄木）と

称する相互扶助組織が現在も継続している地域も多く、さらに鉾柄とはよばないが、隣組とは別の相互扶助組織を持っている地域（三城目・神田）もある。

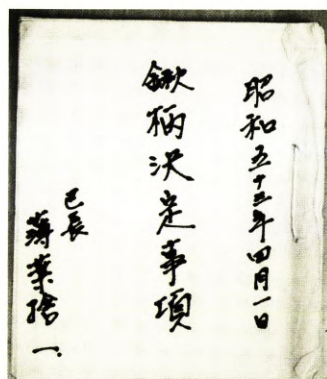
矢吹町内における鉾柄の記録について、現在確認できる中で最も古いものとしては、享和二年（一八〇二）の「大和久くわがら講定」（『矢吹町史』第4巻資料編Ⅲ 六二〇）があげられる。この年に大和久村のくわがら（鉾柄）講の

規定を改定したために成文化されたものだが、その内容は、①当前（当番のことか）を四人で勤めること、②屋さい銭（野菜銭、料理の資金か）は十五人（鉾柄全戸と推測される）が負担し、当前に不参加でも必ず出すこと、③米は六合ずつ出し合って賄うこと、④振る舞いは一汁一菜とすること、⑤くわがらの役は第一番夫（知らせ役のことか）、第二番地取、第三番六尺。ただし、夫については三里より遠方の場合には親戚が勤める、という五点である。

また、中畑小『郷土誌』には、「葬儀ニツキテハ仏葬式ニヨルコト、テ特ニ取立テ言ウベキ慣例ナケレドモ、葬儀ニ付属シテくわがらきト称シ隣保相助クルノ旨意ニヨリ全村便宜ニヨリ数区ニ別レ太陰暦二月十月ノ二回戸主ノ会ヲ開キ役割ヲ引受ケテ処理スベキ団体アリ」という記述があり、旧中畑村では、おそらく明治後期には村内をいくつかに分けて「くわがらき」が組織されていたことが分かる。

『井戸沼俊頼の風雪八拾年』（平成十七年刊）の中で、井戸沼俊頼は鉾柄忌について次のように述べている。

「俊頼は一二歳から村のつき合いに母の代わりに出された。亡くなった人があった時は鉾柄忌に出なければならぬ。その昔あの世に行



【写真14】昭和53年 寺内区鉾柄決定事項
（寺内区有文書）

つても百姓道具が無ければ困る。そのために使えなくなった鍬の柄を亡くなった人を埋めた土饅頭の上に突きたててやるのだ。それにちなんで、葬式の集まりを鍬柄忌と呼んだ。」

矢吹町内で現在も活動している鍬柄には近世以来の長い歴史のある組織と、旧来の組織にはいつていなかった家（あるいは分家に出た家々）が戦後になって新たににつくったものがあり、また、宗派によるもの（マチでは神道の鍬柄も存在する）や宗派は全く関係ないものなどさまざまであるが、いずれも腕・膳などの共有財産を所有し、今日までそれぞれの決まり事に基づいて組織が運営されている。葬儀そのものについての詳細は、「第五章人の一生」において述べられているので、本項では特徴的な相互扶助組織がみられたものについて、以下その例を記す。

【マチ（旧大字矢吹）】

マチでの葬儀に際しては、前述のとおり現在では基本的には区の下に組織されている隣組が相互扶助組織として機能しているが、鍬柄記と称する相互扶助組織も存在している。元来は上組・中組・下組の三組であったが、新たに移住してきた家や分家した家などが新しい鍬柄記を組織し、昭和二十年代末までには、従来の三組に加えて、北組・四ツ角・曙町・小松組・桜木町・昭和組・昭和相互・五区第一の合計十一組が組織されている。昭和三十一年の記録によると、これらの十一組は「鍬柄記矢吹町連合組合」（別冊資料参照）を組織し、毎年十一月に各組代表者一人を評議員として定期役員会を大福寺（大字矢吹のマチ唯一の寺院）を会場に開催し、住職をも交えて、葬儀の際の霊柩車（手押し車、大福寺に保管）の使用規定や会計事務のとり扱い、住職への要望などを話しあっていた（「昭和三十一年鍬柄記矢吹町連合組合定期役員会会議録」より）。その後、矢吹のマチにおいては葬儀を仏式から神葬祭に変更して大福寺檀家から抜けるとともに鍬柄記からも脱会する家々が増え、さらに、埋葬法が火葬となり自動車で遺体を火葬場に運ぶことが一般化することなどにより鍬柄記矢吹町連合組合は自然消滅し、現在は連合会としては活動していない。しかし、鍬柄記は戸主の代がわりや仕事の関係などにより戸数は減少したものの、現在もほとんどの組が続いている。なお、旧大字矢吹においては、これら十一組とは別に神葬祭の鍬柄記も二組存在する。

それらの中で、特にマチとしての特徴が顕著であり、現在も定期的に会合を持って活動を継続している中組鉾記について、以下、その詳細を記す。

○中組鉾記（中町・本町）

中組鉾記は中町・本町に所在する（あるいは出身の）旧家により構成されており、中町・本町以外に移住している家も多いが、葬儀の相互扶助組織として今日も活動している。戸数は明治十一年からの記録をみると、大正期から昭和初期にかけて分家などにより若干の増減があったものの、ほぼ三〇軒ほどで構成されていた。昭和三年の「決議事項」によると、「当仲間ハ人員參拾名ヲ限度トス」「他組合トノ併合否決トス」などの規定を設けており、経済的にある程度余裕のある

旧家（大家）のみで構成する組織としての形態を守ってきたようである。また、同年の記録によると新加入に際しては、会員が紹介者となり総会での承認を必要とし、「新加入者ハ入会費金拾円ヲ仲間ヘ納ムル」ことになっていた（昭和三十年代には千円）。その後、昭和四十年代前半までは二八軒で構成されていたが、同四十年代後半から戸主の代がわりなどを契機として脱退する家が出てきて戸数が減少し、現在は二〇軒で構成されている。

総会は、年に一回、記録によると戦前は旧十月十五日におこなわれていたが、現在は十一月の第二日曜日に開催され、会長と会計（各一名）を決めるが、特に不都合がなければ何年も継続することが多い。なお、総会が開かれる日は「山の神様の日」とよばれ、かつてはこの日には宿となった家（毎年順送りで担当した）は鶏を潰して鶏ソバをふるまうのがしきたりであったというが、その由来は不明である。

十一月の総会に際しては、各家順送りで総会の世話人二人（葬儀の際の世話人とは別）と宿になる家一軒（世話人とは別）が



【写真15】矢吹中組鉾記帳
（提供 中組鉾記）

決められたが、現在は、ホテルや飲食店など外部の施設を利用して総会が開かれるため、宿を決めることはなくなった。また、歛柄記では膳・椀などの備品を倉庫に保管していたが、近年は全く利用されていない。なお、かつては年会費を決めて、備品購入などの費用や親睦会などにあてていたが、現在は定期的な会費はなく、葬儀に際して一軒につき千円を負担し、花輪代などにあてている（香典は各自別。そのほか、親睦会などの費用はその都度徴収）。

葬儀の際の役割分担については途中若干の変遷があるが、世話人二名、寺行（僧侶の案内役）二名、旗持（先導）四名で、必要に応じて飛脚（遠方への知らせ）で、明治前半までは六地藏（寺の地藏にろうそくを供えて明かりを灯しておく役）一名が設けられていた。なお、他地区の歛柄で重要な役とされる地取・陸（六尺については、中組では墓掘りは金銭を支払って外部の人に依頼しておこなうことが多く、旧来から役割としては設けられていなかった。なお、次回葬儀での世話人は後世話人とよばれて、役割分担には加わらない）。

その後、昭和三十年代に妙鉢とよばれる葬列の先頭で楽器を鳴らして周囲に知らせる役が設けられるが昭和五十年ごろにはなくなり、現在の役割分担は、役職としては世話人二名（寺行＝僧侶の案内役もかねる）と地取陸尺（二人、名目上の役職であり、施主の申し出があれば、住職に連絡して墓石の納骨部を事前に開けて、納骨の準備する）のみとなり、各家順送りで担当する。そのほかの役割は残りの会員がその都度話あつて分担するが（司会一名、帳場二名、受付数名など）、いずれも施主の申し出により、必要に応じて人数を調整する。

歛柄記の家で不幸が起きた場合、喪主が会長に申し出て、会長から指示を受けた世話人（前回の葬儀の際の後世話人）が全戸に歛柄記の集合時間・場所を連絡して回るが、通夜の法要の前後に集まることが多い。その際に役割分担などについての話し合いがおこなわれるが、歛柄記によるお手伝いは告別式のみとされており、食事の準備などには一切手を出さない事になっている。一方、隣組では通夜の準備から手伝いはいっていることが多いため、受付などにおいて隣組との役割分担でとまどう場面もあるという。また、歛柄記の構成員には親戚あるいは同じマケ（一族）の家が多いため、葬儀では別の役割と重なることも多く、

家によっては実際に鍬柄記として手伝うことができる人数が少ない場合もある。なお、近年矢吹町でも葬祭場で葬儀をおこなう家が増えてきたが、鍬柄記の家は現在も自宅で葬儀をおこなうことが多く、仮に葬祭場を利用したとしても、葬儀の役割としては一回動めたものとして数えることになっている。

告別式終了後香典を喪主に渡し、精進あげが終了すると後世話人を確認して鍬柄記は解散する（世話人は、帳簿に葬儀の一切を記録して、会長に渡す）。なお、精進あげにおいては、鍬柄記の家は重く扱われ、かつては鍬柄記が全戸席に着くまではお膳に手をつけないとされていた。

【中畑（本村）^{もとわら}】

本村には四つの鍬柄が存在し、現在はそれぞれが固定された家々で構成され、そのいれかえはない。言い伝えによると、江戸時代には本村の鍬柄は一つであったが、明治にはいり新たな入会者の扱いを巡って分裂し、かつて庄屋を務めた二家（岡崎家・小針家）を中心として、それぞれ上丁（岡崎家側）と下丁（小針家側）にわかれた。家々の構成はすぐ隣り近所あるいはプロック並びというわけではなく、とびとびにグループわけされており、葬儀などで使用する備品はそれぞれ膳椀小屋とよばれる倉庫に収納されている。

かつては新たに分家した家や、ほかからの移住者は鍬柄にはいることができなかったため、昭和二十年代までは本村においては鍬柄にはいっていない家が多かった。その後、昭和三十四年に、澄江寺の周辺を中心とする本村の北側の家々一〇軒ほどにより新しい鍬柄（中丁）が結成され、さらに昭和三十年代後半になって本村の南側の家々二六軒ほどを中心としてもう一つの鍬柄（本村鍬柄会、現在「四軒で構成」）が結成され、合計四つとなった。

なお、本村における鍬柄の活動内容などについては四つともほぼ同じであるが、以下、中丁を例にその詳細について記す。

○本村中丁鍬柄記

中丁鍬柄記は現在一三軒で構成され、本村区六班（本村は全部で八班）の家がほとんどだが、隣の班からも参加しており、班

とは全く別の組織である（六班内でも歛柄に参加していない家もある）。かつては新たに分家した家などを新加入させることもあったが、現在は新加入は認めていない。役員は特に定めていないが、二人の世話人（歛柄記役員、設立時から同じ家）が歛柄記全体をまとめており、備品の管理および葬儀時の構成員への通知をしている。総会は毎年二月十一日に中畑公民館でおこなわれ、前年度の会計報告などをおこない、入会、脱会がある場合もここで決議される。また、成文化した規約を定めていないため、総会の中で前年までの反省点などをふまえて運営そのほかの内容や備品の購入などについて協議する。

歛柄記の備品は澄江寺の敷地内に設置された膳枕小屋に収納され、膳枕・食・コップなどの食器以外に大鍋・釜・ザル・お玉などの調理器具からテーブルまで、箱別に整理されており、使用者は世話人に申し出て備品一覧に書きこんだ上で、小屋内の目立つ場所に掲示しておく。葬儀に際しての使用が中心ではあるが、人が多く集まるほかの機会にも貸し出しをおこなっており、かつては結婚式の際も貸し出した（使用料は一回につき千円を返却時に支払う）。

葬儀に際しての歛柄の動きは、死亡後まず家族（喪主）が世話人を訪ねて葬儀についてをお願いをし、世話人が歛柄内の各家へ死亡を連絡し、寄合の集合時間を通知する。寄合はいつも一八時集合、場所は葬儀をおこなう家であり、各家一名ずつが参加して、葬儀での役割分担（回り順で担当）が決められる（葬儀当日は各家男女二名ずつで出席）。

役割は地取六尺（陸尺）四名、寺使二名、世話役（献立の指揮）二名、帳場三名ほど（葬儀の家の申し出による）であり、前回までの名簿をみて、各家が平等に順送りで担当するように世話人が割りあててゐる。また、料理の準備は世話役の指揮の下、歛柄記の女性たちが協力しておこなう。葬儀当日、歛柄記の家は午前一一時から昼食（けんちん汁、天ぷら、金比羅、漬物）をとり、一二時から出棺準備、一三時に出棺となる。

葬儀終了後、帳場は香典のお金・お米を台帳とすりあわせ、確認した上で「終わりました」と



【写真16】本村中丁膳枕小屋

施主に手渡し、その後精進あげとなる。翌日、備品などを小屋に戻す。

なお、中丁歛柄記には澄江寺（曹洞宗）と正福寺（真言宗）の寺院の檀家が存在するが、葬儀での役割など差は全くない。

【三城目】

三城目における葬儀の組織もかつては歛柄とはよばれていたが、現在は班あるいは役割とよんでおり、区の下にある組（五、六軒）とは別に、組よりはやや大きい範囲でわけられている（名称も「組」は回覧板、「班」は葬式の役割と使いわけ）。また、班員の宗派もまちまちであり、神葬祭をおこなう家も同じ班として組織されている。

上町を例にとると、五つの組が存在するが、葬式の役割は二班であり、上町の北側を一班・南側を二班とよんでいる現在、移住者の増加などにより一班の戸数が多く、二班は少なくなってきたが、班わけの変更はおこなわない。

葬儀に際しては、かつては区長（小区長）が葬儀委員長を務めることになっていたが、現在は班の中で筆字が達者で、人前で話すことが上手な人をお願いしており、任期は二年以上としている。

葬儀での役割は、地取陸尺三名（昭和四十年代ごろまでは六名、戦前は一〇名ほどであり大役とよばれた）、帳場四名以上（帳簿に記録する人二名、引き物を渡す人二名）、花（数人、造花づくり）、釜まわり（数人、飯炊き）、ムラ知らせ二人（ムラ内への知らせ）であり、各家順送りを担当するが、同じ人が続けて担当することのない様に配慮して委員長が決める。なお、近年は三城目でも葬祭場を利用して葬儀をおこなう事も多くなったが、その場合、帳場（受付）以外は実際の仕事はほとんどなくなるが、班の役割分担はかわらず、葬儀での役割一回分として数えている。

【神田】

神田での葬儀における相互扶助組織は歛柄とはよばれず、葬式組あるいは組とよばれ、現在、四つの組にわかれている（それぞれ数字を冠して一組～四組とよばれている）。戦前までは、ムラの中央をとる石川街道をはさんで、北を上組、南を下組とする二つの組であった。

現在の組は班（回覧板の隣組）を基本単位とし、一・二班が一組、三・四班が二組、五・六・七班が三組、八・九班が四組である（「班」「組」のよび方が三城目とは逆）。なお、三組のみが三班合同となっているが、六班には親戚（鈴木マケ、藤井マケ）が多いため、葬儀の際に当事者になる家が多くなる場合が多く、実際に役割を担当できる人が少なくなる可能性が高いためである。葬儀における役割分担は、ほかの杵杵などの組織と大差ないが、役割の決め方や集会での規定はほかのムラと比べると昔からさほど厳しいものではなかったといわれている（調査にて話者の談）。膳・椀・鍋・ザルなどの備品については、かつては組に備えつけの物はなく、大きな家からその都度借用していたが、なにかと気を遣うため、婦人会が中心となって夜仕事などの稼ぎを利用して徐々に買いそろえ、組で保管していた（現在は公民館に備品があるため、どの組も使っていない）。

三 ムラとマチの集団と行事

（一）年齢集団

ムラやマチは家を構成単位とし、各家の代表者である戸主が寄合などをおしてその運営に参加する仕組みをとっていたが、戸主以外の家族たちもそれぞれの年齢・性別により組織された集団に属することで、ムラやマチの構成員として生活していた。特に全戸が農業を営み、限られた空間の中で一つの共同体として生活していたかつてのムラにおいては、幼年期・青年期・壮年期・老年期というそれぞれの段階に応じてムラの中で果たすべき役割があり、さらに各集団の中における地位が設定されていた。矢吹町内の各ムラ・マチにおいては、青年の集団はかつてほとんどのムラで組織化されていたが、それ以外の集団については組織としての形態がはっきりしないものが多かった。しかし、ムラの中のさまざまな行事について、それぞれ特定の年齢集団が主体となつてとりおこなわれ、組織化はされていなくとも実質的に集団としての役割を果たしていたものが多くみられた。

子どもの集団

矢吹町内における子どもの集団については、前述のとおりいわゆる「子ども組」として組織化されたものを確認することはできなかったが、さまざまな行事に際して集団として行動する場面が多くみられたため、以下、各行事ごとに述べていきたい（詳細は第六章一年の生活参照）。

○火の用心の夜回り

かつては、矢吹町内のほとんどのマチやムラにおいて、冬期間にかぎり子どもたちによる火の用心の夜回りがおこなわれていた（昭和四十年ごろまで）。参加する年齢は小学校入学時、あるいは小学校四、五年生以上、脱会は小学校卒業時もしくは中学校（戦前は高等小学校）二年生までと地域によりまちまちであった。

なお、戦前は少年火防団とよばれて組織化されていた時期もあり、昭和七年の「中畑少年団団則」（『矢吹町史』第4巻資料編Ⅲ 六四〇）には「本団ハ中畑尋常高等小学校尋常第五学年以上ノ男児童ヲ以テ組織ス」とあり、男子のみで組織されていた（中畑で九分団）。

活動内容は、戦前戦後をとおしてほぼ同じであり、多くのムラで、二日に一度、子どもたちが暗くなったところに集まり、それぞれ年長者の指示のもと、拍子木を鳴らすなどして地域内を「火の用心」と唱えて歩いた。ムラによっては、「お晩です、火に注意して下さい」といって各家を回り、屋外の風呂場などの火の様子を点検して、散らかっていた場合は子どもたちが燃えそうな物を片づけるところもあった（三城目など）。子どもたちの集まる範囲は、大人の組織（区）とは若干異なり、暗い夜道を考慮して集まりやすい範囲で設定されていて、人数は七、八人から多いところで一二、三人であったという。なお、かつて少年火防団とはほぼ同じ範囲で通学団という組織もつくられ、年長者が先頭に立って集団で登下校していた。

○トヤボ、トリヤボ（ドンド焼）

かつて、一月十四日の晩などに、各家から正月飾りや注連縄を集めて回り、ムラの決められた場所で燃やす行事があったが、その際、各家を回る役は多くのムラで子どもたちであった。本村では昭和三十年代までおこなわれ、南側のムラ境の空き地（現

中畑小学校の近くで消防団の指導のもとで注連縄などを燃やし、餅やスルメなどを火で焼いて食べた。また、燃えかすは屋根にあげると火事にならないといわれたため、各自家に持ち帰った。

○モグラブチ、ムジナブチ

秋の収穫後（旧十月十日ごろ）、夕方になると子どもたちが集まり、藁を筒状にして真ん中にミョウガの茎をいれた「ムジナ」を地面にたたきつけながら集落内を回る行事が多く、ムラでおこなわれていた。参加者は小学校五年生から中学二年生ぐらいまでであり、子どもたちは家の前で「舞いこんだ、舞いこんだ、ムジナブチが舞いこんだ」などと口上を述べ、各家からお金や餅をもらった（三城目ではモグラブチとよんでいた）。

○ネムタ流し

三城目・神田では、旧盆前の七月上旬に、子どもたちがネムノキの葉とダイズの葉（三城目では葉だけを、神田では両方の葉を茎でしばったもの）を阿武隈川に流すネムタ流しとよばれる行事が子どもたちによっておこなわれていた。盆中は夜の行事が多いため、「ヤケラ（盆踊り）」が終るまで眠くならない」ためにおこなうといわれ、流す際に子どもたちは川の水で顔を洗うなどしたが、三城目では「ネムッタ流れろ、マメツバはつつかかれ」と唱えながら流し、ネムノキの葉だけが流れると盆中に眠くならないと伝えられていた。また、神田では子どもたちが夜に布団や遊び道具を持って鎮守様（白髭神社）に集まり、一緒に寝泊まりした後、朝早く阿武隈川にいつてそれぞれ流したが、子どもたちにとっては、年に一度夜遅くまでみんなで遊ぶ楽しみな行事であったという。そのほかの地区でも、夏休みには年長の子どもの家に集まって一緒に宿題をしたり、泊まって夜まで遊んだりということがよくおこなわれていた。

○そのほか

各地の神社の清掃は子どもたちの仕事になっていたムラが多く、毎月の決められた日に子どもたちが集まって年長者の指導で境内の清掃をおこなった（中畑新田では毎月一日、大和久では夏から秋にかけての日曜日など）。

また、十五夜の月見の際に、子どもたちが集団でムラ内の家々を遊びに廻り、団子や果物を盗み食いすることもかつてはよくあったが、この日は親もとがめなかったという。

そのほか、定期的な行事ではないが、隣のムラの子どもたちとムラの境で石を投げあつて喧嘩（石合戦）することもしばしばあり、子どもの中の年長者が投げ方などを指導して競いあつたが決着をつけることなくいつの間にかお互いに帰ることが多かったという（八幡町ほか）。

青年の集団

青年男子の年齢集団は、かつて一般に若者組・若衆組などとよばれ、近世以降、各地のムラにおいて内部の治安を維持し、祭礼などの行事を中心となつて執行するいわばムラ組織の実働部隊として重要な地位をしめていた。そればかりではなく、戸主としてムラ運営に直接携わる前の段階として、秩序や礼儀を学び、さまざまな教養を身につける場でもあった。つまり、明治政府による中央集権体制が確立する以前まで（実質的には昭和まで）、若者組はいわば「ムラの警察」であり、明治期に消防団組織が確立する前はムラの「消防」であり、さらに高等教育が国民の多数にまで浸透する以前は「学校」でもあった。

矢吹町内のムラでもそのような若者組が近世以来各ムラで活動していたものと考えられ、中畑小『郷土誌』にも「風俗習慣」として、「維新前後ニ於テハ若イ衆ト称シ青年ノ団体アリテ山林原野畜類等ノ見廻リヨリ一村青年男女ノ風紀ノ上ニ或ハ休日等ノ定メ方等ニ預リ」という記述がある。さらに、寺内区で保管されていた史料『寺内若者へ』は、明治二十七年十月に区長から「若者」に対して申しくだされた文書であるが、この中にムラ内部における警察的な役割を青年の集団に委任した条文をみるることができる。まず「若者ニ例年ノ通り鳥番馬番ヲ任ス」こと（第二条）を定め、次にトバク（賭博）について「若者ニ於テ堅ク禁ズルモノ」とし、もしも若者の命令に従わない者は「其筋工見告スルモノトス」としている（第三条）。さらに、稲掛に使う雑木に生木を使うことを禁止し、その見廻りについても「若者ニ任ス」としている（第四条）。これらの条文にみられるように、明治中期においても、若者組は「ムラの警察」として委任された「力」を持つ存在であつたことから、ムラの内外で住民とのト

ラブルが起ったことも推測される。

さらに、このような近世以来の若者組の自律的な性格は、明治政府や地方行政当局の目指す中央集権国家体制とは相容れない存在であることから、明治二年には白河県庁庶務局から県下の村役人に対して、若者組のとりしまりに関しての通達が出されている。その中で、若者組は「村役人ヲナイガシロニシ、公事ニ出入リ」して、「上ヲモハバカラザル」存在とされ、「以来若者組ト申ス事残ラズ停止セシメ候条、(中略)此旨心得可キ者也」としている(『白河市史 下巻』)。その後、日露戦後の国家主義台頭を背景に、明治中期以後は若者組を修養や忠君愛国を目的にした青年会に改組し、国家体制内に組みこむ動きが全国で進んでゆくこととなる。矢吹町内の各ムラにおいてもこのような行政の指導による青年会が明治中期以降に組織され、「明治三十八年中畑村時局調査」(『矢吹町史』第4巻資料編Ⅲ 七五二)には、当時の青年団体の活動として「青年会ハ楽団ヲ組織シ応召軍人及出征軍隊通過ノ際及戦没者ノ葬儀等ノ際ニ奏楽ヲナス」とあり、さらに組織の目的および会員として「一青年会ハ村内ノ弊団ヲ矯正スルヲ目的トシ会員ハ目下七十名以上ナリ」として、青年会を旧来の若者組の矯正を図る組織として位置づけている。郡内の各青年会は明治四十一年一月の西白河郡からの訓示の準則に従い公的に設立(改編)することになり、矢吹小『郷土誌』の記録では、矢吹町青年会は明治四十一年九月に「青年ノ知徳ヲ研修シ地方ノ弊風ヲ改良スル」ことを目的として創立し、集落ごとに支部をおき、「各支部ニ於テハ毎月若シクハ臨時ニ集合シテ知徳ヲ研修シ」または「共同ニテ作物ヲ試作シ(中略)研究若シクハ費用ヲ作ル」ものとしている。その後、明治四十四年には郡長を会長として西白河郡青年連合会が組織され、さらに大正十四年には大日本連合青年団が発足し、全国の青年団(大正五年ごろから青年会は青年団と改称される)がその統制下におかれることとなる。

しかし、対外的(制度的)にはこのような官制の国家教育機関としての形態をとりながらも、ムラにあつての青年団(会)は、実態としてはいわゆる近世の若者組が名称を変更したにすぎなかったようで、ムラの決め事の周知・励行を図り、また、さまざまな行事を準備し運営する主体として、大正・昭和とおし、ムラ組織の中にあつて依然重要な位置をしめていたことが、聞き

とり調査の結果からも分かつてゐる。特に休み日、共有林の管理、鶏や馬の規制などについては強い権限をムラから委任されていた青年団が多く、場合によっては違反者に対し制裁が加えられることもあった（詳細は本節「休み日・カミゴト」参照）。なお、青年団が中心となつてとりおこなう行事の中で、特に盆踊りについて、中畑小『郷土誌』では「大陰暦七月十三日より十六日迄ノ孟蘭盆會ニハ楼ヲ建テ青年男女打混リテ盆踊ヲナシ風俗壤乱ヲナスハ獨リ本村ノミナラズ近傍諸村ニ存スル風習ナリ」、三神小『郷土誌』でも「陰暦七月十四日より十七日迄ハ祖先ノ祭忌日ニツキ例年豊年踊ヲ催シ老若男女集ヒテ共ニ樂シムハ他村ノソレニ異ナラズ」と記しており、国家主義教育が浸透してくる明治後期でも、多くのムラにおいて最も盛大な行事であつたとがうかがえる。

加入年齢については、ほとんどのムラで高等小学校（後国民学校高等科）を卒業すると入会する規定となつており（中畑小『沿革誌』の中の「明治四十年創設中畑青年会規約の概要」によると「二組織 十四歳以上三十歳以下の者及名誉会員」とあるが、退会は二五歳ごろが目安であつたが、兵役から戻つた者は二五歳前であつても再入会しないという規定のムラもあつたようである。

戦後は男女ともに中学校を卒業すると入会する組織となり、昭和三十年代ごろまでは、多くのムラで各種行事を運営する中心機関であるとともに、青年学級や女子の裁縫教室の開催など社会教育機関としても積極的に活動していた。その後、昭和四十年代後半ごろから青年層の減少により青年会の活動が停滞をはじめ、昭和五十年代半ばごろにはほぼ消滅し、現在ほとんどのムラにおいても行事の運営は区の仕事となつてゐる。

以下、各ムラにおけるかつての青年団活動について、いくつかの事例を紹介する。

○旧三神村（三城目、神田、明新）

旧三神村には全体組織として三神青年会があり、その下に五つの分会（三城目、須乗、神田、中野目、明新）があつた。三城目分会（一般には三城目青年会とよぶ）はその中で最も大きく約五〇人で構成され、会長、副会長、会計のほかには規律部長、教

養部長、広報部長などの役職があった。年齢層は一五、六歳から二四歳ごろまでで、規約はないものの中学卒業後に男女ともに入会し、会長を二年勤めると退会するのが慣例となっていた。かつて（公民館ができる前）は会長宅を宿とし、カミゴトのたびに集会をおこない、農閑期でも月に一、二回は必ず会合を持った。四月が最初の集会であり、新入会員はそこであいさつをして入会が認められるが、特に加入に際しての儀礼などはなく、ご馳走になって帰ってくるだけであったという。

活動内容としては、毎月のカミゴト太鼓、祭礼・盆踊り（櫓あげ）・相撲大会（八朔）・研修会・映画上映会などの企画運営で、映画上映会の売りあげは青年会の活動資金となっていた。昭和四十年代後半（三神小学校の学年が五〇人を割ったころ）から活動ができなくなり、消滅した。

神田の青年会も入会時期は中学卒業時で、退会については原則として結婚を契機に退会することになっていたが、結婚後も集落内に残る男子は三〇歳ごろまではいつていることもあった。役員は会長・副会長・会計各一名で、年長者から順に就くことになっており、同じ年齢が複数人いるときは生年月日順であった。

活動内容は三城目とはほぼ同じであるが、萱山の管理（見回り）が青年に任されており、その年に屋根葺きを希望する人は青年に申し出てその売上金が青年会の活動資金となっていた（詳細は本節「共有財産の管理」参照）。

明新の青年会の活動内容は、区から依頼されたカミゴトの太鼓打ち（追いあげ）と野放し鶏のとりしまり（鳥狩り）と祭礼・盆踊りなどの行事の準備が中心であったが、農家の堆肥積みなどの請負仕事をおこなったり、区有の萱山の野焼きを担当するなどして活動資金を調達していた。

なお、三神村青年会は昭和二十八年の史料によると会員は一五二名であり、陸上競技など運動も積極的に練習をおこない、郡大会・県大会に毎年のように選手を送り出していたという。

○旧中畑村

中畑でも各集落（区）ごとに青年会が組織され、女性も入団していた。本村では戦前は兵隊検査前に入団し、兵役後は再びは

いることはなかったが、戦後は二五歳ごろまではいっており年長者は中老とよばれていた。役員は会長・副会長各一名ずつで、年齢の順に勤め、会長を終ると退会した。

仕事はカミゴト太鼓や集落の行事（祭祀）の準備および運営であるが、演芸大会や青年学校・女子の和裁教室（どちらも会場は中畑小学校）など旧中畑村全体の行事はそれぞれの青年団が合同で企画し、協力して開催していた。

婦人の集団

婦人の組織については、日露戦争後の国家主義が台頭する中、青年会同様に明治三十四年に愛国婦人会として全国的に組織され、さらに戦時体制に向かう昭和十七年には陸軍省の監督・後援を受けて大日本国防婦人会が結成され、矢吹町内の婦人会も国防婦人会として「千人針」「慰問袋」の製作、遺家族の後援、出征兵士の送迎などいわゆる銃後活動を展開した。また、十九夜講（大和久、三〇歳未満の嫁）や子安講（神田）など、安産や子どもの成長を願う信仰に基づく女性の組織（行事）も広く各ムラに存在していたものと推測されるが、神田では現在でも若い嫁たちの集まりとして子安講が存在している。かつては二月十六日の晩に布団などを持ち寄って嫁たちがお寺（慈眼寺）に集まり、本堂にまつられている子安観音にろうそくを灯して祈禱をおこない、その晩は嫁たちでお籠もりをした。翌朝、小さくなったろうそくを各自が家に持ち帰り、自分のお産の際に仏壇にろうそくを灯して安産を祈願したという（現在は二月十七日のみの行事となり、子安観音に祈願した後、慈眼寺から安産のお札をもらってくる）。

戦後、愛国婦人会、国防婦人会は解散したが、婦人の社会教育団体としての婦人会の組織化が公民館などにより進められ、旧町村ごとに矢吹婦人会、中畑婦人会、三神婦人会として結成され、かつては各ムラごとにその支部が組織されていたようであるが、現在はほとんど目立った活動はみられない。ただし、各ムラ内部での親睦あるいはお互いの修養のための組織が、さらに年齢層をわけて結成されているものが多く、若い嫁による「若妻会（原宿、寺内、三城目、神田ほか）」「菜の花会（弥栄）」「山の神（松倉）」、壮年の女性を中心とする「いずみ会（寺内）」などさまざまな名称の団体がそれぞれの地区において活動している。また、組織化された婦人会による活動だけではないが、火災などの災害時にほかからきた消防団のために婦人たちによる炊き

出しは広くおこなわれており、一戸から必ず一名は女性が出るようになっていゝムラが多い。そのほか、集会場の掃除や座布団の洗濯、備品の手入れなどを定期的におこなっている婦人会もある。

さらに、各ムラごとに女性たちがそれぞれ彼岸花売りや、テマドリ（大農家の稲刈りを手伝うなど）をおこなつて資金を集め、ムラで必要な備品を購入したり（神田・明新ほか）、温泉にいくなどの親睦会の費用を調達していた例は、矢吹町内の各地で広く聞くことができた。

老人の組織

老人については、戸主としてムラの寄合などに出席する立場を引退した人々であるため、若者組（青年会）のよゝな組織は存在しなかつたが、古くから広くおこなわれている老人の集まりとして念仏講（ジユズクリ）をあげることがでゐる。中畑小『郷土誌』によると、「念仏講ト称シ老人男女ノ会合アリテ念仏スルヲ専トスレドモ場合ニヨリ一村ノ紛議ノ仲裁者トナリシコトアリ」と記されており、基本的には念仏をおこなうことを中心とする団体ではあるが、ムラ対ムラの紛議などでは場合によつては、「長老」としてムラを代表する立場で仲裁にあたることがあつたようである。また同資料には、「念仏講ハ現ニ存在シテ毎回数回相会シテ念仏ヲ唱ヒ又葬祭ニ招請セラレテ念仏ヲ唱ヒ齊ニ就クヲ例トス」とあり、念仏講の活動は年数回会合をおこなつて念仏を唱えるのみでなく、葬儀に際しても喪主の招請により念仏を唱えていたことが分かる。

念仏講はムラによつて男女両方あるいは女性のみのものであり、毎年おこなわれる月日の設定も、それぞれ異なつてゐた。三城目では、女性の老人のみで、葬儀に際してのほか、四月八日と十二月八日の年二回ムラの辻やお寺などで数珠を廻して念仏を唱えた後、宿を決めて集まりを持つて飲食したが、現在はおこなわれてゐない。

神田では女性の老人のみ一〇人ほどで現在もおこなわれており、六月の一日、三日、五日、七日の四日間（かつては一〜七日までの一週間毎日）、白髭神社、慈眼寺、地藏堂の前などで数珠を回して念仏を唱え、最終日は集まつてご馳走を食べる。さらに、二月五日はお釈迦様の涅槃（ねはん）とよんで、鈴木清春宅（鈴木マケの本家）で掛け物を掲げた前で念仏を唱え、四月八日の花祭りには、お寺の厨子にお釈迦様の像を飾り、その前で念仏を唱える。

なお、掛け物やお釈迦様の像は鈴木清春宅に保管され、お寺の鍵も鈴木家で代々保管されているが、これは、かつて慈眼寺を改築する際に、鈴木氏のご先祖が建物を白河のお寺から購入し、さらに自分の土地を寄付したことから、続いているものだろう。

そのほか、念仏講は各地区でおこなわれなくなった一方で、新しい組織ではあるが、各マチ・ムラごとに組織された老人クラブの活動は盛んになってきている。老人クラブは昭和三十八年の老人福祉法施行を契機として各地組織化され、さらにその後まもなく各地の老人クラブをまとめる組織として矢吹町老人クラブ連合会が設立したが、連合会の主催、あるいは各老人クラブそれぞれの企画によりゲートボールやグラウンドゴルフなどのスポーツ大会や、公民館での教養講座（寿大学など）を開催するなど積極的な活動をおこなっている。また、多くの老人クラブで彼岸の前のお墓の掃除や、元朝参りの前に神社の清掃をおこなっているほか、福祉施設の訪問や公園・街路などへの植樹などのさまざまな奉仕活動をおこなっており、現代の矢吹町においては最も活発に活動している年齢集団といえるかもしれない。

（二）そのほかの組織

消防組織

【消防組織の変遷および青年組織との関係】

明治初期までの矢吹町内における消防は、昭和七年刊『福島県消防沿革史』（「矢吹町史」第4巻資料編Ⅲ 六三五）などによると、まずマチ（旧矢吹町）については、江戸時代に宿駅としての発展に伴って名主のもとに組織された専従の火消（内容は不明）が明治初年まで継続し、それを受け継いで明治十四年に矢吹上組、同下組、中畑新田組、大和久組の四組が組織化されたところがある。

一方、旧三神村については、明治二十年ごろまでは、「十五歳以上三十五歳までの所謂若衆」が火消しに従事し、若衆の年長



【写真17】火の見櫓と消防電所

者が統率したとあり、また、旧中畑村においても「江戸時代ノ中畑村ニ於ケル消防組織ハ若者連ト云ヒ竜吐水ヲ用ヒテ消火ニ従事シタモノデ江戸ニ於ケル大名火消町火消ノ如キ常火消ノ制度ハ無カッタ」（「中畑村警防団沿革誌」、矢吹小「郷土誌」と記されている。つまり、明治のはじめまで、マチについては近世以来の「町火消」をひき継いだ組織が継続していたが、各ムラにおいては、「青年の集団」の項で述べたとおり若衆を中心とするムラ組織の実働部隊が消防組織として機能していたのであり、消防は若者組と一体の存在であった。

しかし、明治五年（一八七二）に東京で江戸町火消を消防組と改称して消防制度が整備され、ついで、明治四年には東京警視庁のもとで近代化が進められて、消防章程により東京府下六大区に消防組合計三九組二七三〇人が配置されるが、この制度は地方の消防制度にも影響を与えることとなり、福島県下においても明治十一年に福島県が定めた「消防組規則」により、徐々に消防組が設立されていった（中畑村は明治十一年に「若者連ヲ辞メ消防組ヲ企ツル事」と決議。その後、明治二十七年（一八九四）に国から「消防組規制」が公布されると、府県知事が管掌^{かんしょう}し各警察署長が指揮する統一的な官設消防組が全国で誕生することになり、若者組とは別団体の消防組織が行政の指揮の下に確立することになる。

旧矢吹村、中畑村、三神村においても、それぞれムラ（人口の少ないムラは二ないし三をまとめた範囲）を基礎として各村四つ（第一部、第四部）の消防組が組織され、各村合計一三五人を定員とし、消防組ごとには二五名から五〇名ほどの定員が設定された。

各ムラにおける消防組の構成員は、近世同様にはば青年会と一致する世代が中心となっていたが、定員が設定されていることから、多少その性格は異なっている。従来どおり青年会に入会すると同時に消防組にもはいるように定めていたムラや、定年が定められていないため本人が退団を申し出ないかぎり欠員が出ないムラなどさまざまであったが、全体として、青年会よ

り年齢層は上位の組織として位置づけられていたようである。また、消防組にはいるのは跡とりの長男か、成人後もムラに残る人のみであり、一五歳になると全員が入会すると定めるムラが多かった青年会とは組織として異なる性格を持っている。

三城目（三神村消防団第一部）では、各小区（常会）ごとに人数が割りあてられており、青年を終ってからはいる場合が多かったが、若い者が多いと辞めるのが早く、人数が多い区では長男でも消防をやらずに終る人もいた。なお、三城目ではかつては三三歳くらいを脱退する目安としていたが、青年会から続けてはいっている人は負担が大きいため、区内に後継者候補（青年を抜ける年齢の若者）がいると、早めにはつびを持ってその家を訪れ、後任についての承諾を得てから脱退したという。

なお、消防組は戦時体制下の昭和十四年に警防団と改組され、消防に加えて防空・警備活動にも従事したが、当時は人手不足のため、学校（国民学校高等科）を卒業するとすぐにはいれといわれたものだという（本村ほか）。

戦後、消防組は昭和二十二年に消防団として再発足し、警察の指揮下から離れて、自治体のもとにおかれ現在も活動している。

【現在の消防団】

現在の矢吹町の消防団組織は、旧大字ごとに三分団（矢吹Ⅱ第一、中畑Ⅱ第二、三神Ⅱ第三分団）に分かれ、さらにその下におおむね行政区を単位として二七の部が設置されている（表5参照）。例えば、本村区は矢吹町第二分団第一部。

それぞれの部の団員数は固定されており、最も多い第三分団第一部（三城目区）が二六人、次に多い第一分団第一部（一区二区）が二三人であるが、以下それぞれの人口および面積により人員配分がなされ、最も少ないところで八人となっている。なお、定員数が最も多い第三分団第一部（三城目）については消防以外に阿武隈川の防水に関する業務もあるためであり、次に多い第一分団第一部（矢吹）は町内で唯一の水槽つき消防車が設置されており、ほ



【写真18】平成17年 消防団出初式

第一節 ムラとマチの構造

【表5】 矢吹町の消防団組織

分 団 名	範 囲	定員	現員	備 考
本部幹部		13	10	
第1分団（大字矢吹）		143	138	
第1部	第1区	23	20	水槽付き消防車所有
第2部	第2区	21	21	
第3部	第3区（中畑新田）	20	20	
第4部	第4区（大和内）	19	19	
第5部	第5区（曙町・八幡町他）	16	14	
第6部	第6区（東郷・一本木）	13	13	
第7部	柿之内	16	16	
第8部	田内	15	15	
第2分団（旧大字中畑）		102	102	
第1部	本村	12	12	
第2部	原宿	11	11	
第3部	平鉢	8	8	
第4部	大畑	8	8	
第5部	寺内	11	11	
第6部	鍋内	7	7	
第7部	根宿	12	12	
第8部	松倉	15	14	
第9部	長峰	10	11	
第10部	大久保	8	8	
第3分団（旧大字三城目）		102	102	
第1部	三城目	26	26	兼阿武隈川水防
第2部	西原	8	8	
第3部	沢尻・寺前・白山	8	9	
第4部	須乗本田	9	9	
第5部	須乗新田	9	9	
第6部	神田	10	10	
第7部	堤	9	8	
第8部	中野目	8	8	
第9部	明新	15	15	
計		360	352	欠員8

（平成17年現在）

【表6】平成17年度矢吹町消防団年間事業計画書

事業名	期 日	場 所	備 考
矢吹町消防団辞令交付式	4月3日	文化センター小ホール	
山火事防火バレード	4月上旬	第1分団地域	
春季連合検閲式	4月24日	白河市総合運動公園	
河川パトロール	5月下旬	隈戸川	
第1分団機械器具取扱訓練	5月中旬	大池公園	
県下消防大会	5月24日～25日	会津若松市	
河川パトロール	5月下旬	阿武隈川	
白河支部幹部大会	6月26日	白河市文化センター	
白河支部団長研修	7月5日～7日	関西方面	
白河地方消防連絡協議会	7月上旬	大信村	
真夏の夜の鼓動警防	7月下旬	大池公園	
普通救命講習会	8月7日	白河市総合運動公園	
西白河警察消防連絡協議会	未定	白河市	
福島県総合防災訓練	8月下旬	福島市	
県南地方総合防火訓練	9月26日	表郷村	
矢吹町消防団秋季検閲式	10月30日	矢吹小学校校庭	
矢吹町消防団火災防衛訓練	10月30日	第3分団担当（三神地区）	
平成17年矢吹町消防団出初式	1月8日	矢吹小学校校庭	
秋季火災予防運動	11月9日～11月15日	各分団対応	
春季火災予防運動	3月1日～3月7日	各分団対応	
本団幹部会	随時		
幹部・部長合同会議			
分団会議			
ラッパ隊会議および訓練			
消防移動系無線交信	毎月1日	午後8時開始	

か地区の火災に際しても必ず出動する決まりになっているため、定数が多く配分されている。

入団年齢は昭和四十一年制定の「矢吹町消防団設置等に関する条例」により、一八歳以上と定められているが、定年は設けられておらず、ある程度の年齢になった人は、後継者（将来も地元に住住する者）がみつかり本人が了承した段階で、部長や先輩と相談した上で交代する。なお、「矢吹町消防団設置等に関する条例」で矢吹町消防団全体の定員は三六〇人と定められているが、高齢化や勤務

形態の変化などにより定員数を割っている部も若干みられ、現在は三五二人となっている。

火災および防災時における出動以外の消防団の活動として表6にあるようにさまざまな行事があるが、十月の矢吹町消防団秋季検閲式と、一月の矢吹町消防団出初式^{でしめはじめ}が最も大きな行事である。

第二節 家と家族

一 イエと家族の定義

第一節では、ムラやマチの仕組みや決まりごと、共同労働などについて述べてきたが、ムラやマチにおいて人々は基本的にいづれかの家族に属し、家族の中で成長し、その年齢や性別に応じてムラやマチの中での一定の役割を果たしながら生活してきた。ここでは、ムラやマチを構成してきた最小単位である家族と、家族が世代をこえて継続していく集団としてのイエ（家）について考えていきたい。

家族とは、『広辞苑』によると、「夫婦の配偶関係や親子・兄弟などの血縁関係によって結ばれた親族関係を基礎にして成立する小集団」のことであり、さらに『日本民俗辞典』（大塚民俗学会編）において竹田且は「無限定な感情融合にもとづく人間関係を保ち、諸種の機能、結局は福祉の実現をめざして共同の生活を営む集団」と定義している。つまり、家族とは血縁関係を基礎としてお互いに助けあいながら同じ家屋で生活する社会構成の基本単位のこと、構成員はそれぞれが家長（必ずしも世帯主ではない）、世帯主、夫、妻、父、母などの地位にあり、その地位に応じて家族生活上のさまざまな役割を担ってきた。

家族は決して固定された存在ではなく、婚姻・分家・独立などによるメンバーの離脱や加入、さらに生死によって人数や形態は時代ごとに変化し、経済的にも盛衰を繰り返すことが多い。しかし、家族は時代をこえて、苗字や屋号、家紋、家印、家訓などに象徴される「守るべきもの」を継承し、次の世代へとひき継いでいった。

このことについて、大間知篤三は「家族」（『日本民俗学大系3』昭和三十三年 平凡社）の中で、「家は近親者を中心として日常生活をともししている現実的な集団であるが、それはその構成員たちの一代かぎりのものであると考えられていたのではない。遠い先祖から代々血統をととして受け継がれてきたものであるし、また、子々孫々に伝えられるべきものと考えられてきたのであり、家の永続は多くの人々にとって切実な願いであった」と述べている。つまり、それぞれの時代の構成員たち、特に戸主にとっては、代々の家業や財産（農家にとっては特に土地）を守り、自分がひき継いだ〇〇家を継続させることは最も重要な使命であり、場合によっては個を犠牲にしても「一所懸命」に努力し、守り抜いてきたものと考ええる。

このように相続、隠居や分家などを繰り返しながらも守られてきた観念や、祖先から子孫までに共通する事柄を世代的に受け継いでいく集団がイエ（家）であり、イエと家族はそれぞれの時代においては同じ存在だが、現実には生きている人間の集団である家族と、家族の死亡にかかわらず続いてゆくイエとは異なる性質を持つものである。なお、イエの守ってきたものは多岐にわたるが、具体的には、その内容から①家屋・土地などの財産および家業（経済的基盤）、②社祠・神棚・仏壇・墳墓などをととしての祭祀（信仰的基盤）、③家柄・家風・家訓などの観念や決まり事（精神的基盤）、④苗字、屋号、家印などシンボリックなもの（ムラの中における位置づけ、社会的基盤）の四つに整理することができる。

矢吹町内においても各ムラ・マチはイエ・家族を基本単位として構成されており、人々は区や隣組の中でそれぞれの役割を果たすとともに、ムラの中における自らの家族の存在を維持し、先祖から受け継がれた信仰生活を守り、さらに冠婚葬祭や年始のあいさつ、共同労働などとおして本家・分家や親類との関係を保ってきた。つまり、人々は人生のさまざまな場面においてムラとイエの継続に気を配り、その双方に助けられながら生活してきたのである。

以下、矢吹町内におけるイエと家族の具体的な仕組みや慣習、その歴史的な変遷などについて順に述べていきたい。

二 イエの構造

相続（シン 柳田国男は『先祖の話』の中で、家の相続について「家の根幹を太く遅くしようとす長子家督法」とシヨウワタシ）「どの子も幸福にしてやりたいという分割相続法」の二つをあげ、日本の家族制度では、「過去三百年の長きに亘^{わた}って、この二つの主義が相闘ひ又妥協し続けて居た」と述べている。しかし、「家」の安定的な継続を第一に考えた場合、子どもの中の一人のみに相続を認める一子残留（単独相続）が最も理に合った相続形態であり、大間知篤三が前出の「家族」で述べているとおり、「一子残留が、近年の日本に最もひろくみられるならわし」であり、「原則として、一子残留による直系家族の集団であることが、日本の家に最も普遍的な性格」であった。さらに大間知は全国の事例から相続の形態を①長男相続、②姉家督相続（初生の子が相続）、③末子相続（末男子が相続）、④親の選択による選定相続（親の選んだ子どもが相続）の四類型に分類しているが、明治以降は、旧民法上の規定もあって長男相続が支配的になっており、矢吹町内においても相続はほとんどが長男相続によりおこなわれていた。

相続することを矢吹町内では一般に「シンシヨウワタシ（身上渡し）」とよんでおり、そのほか、家によつては「代ゆずり」、「跡継ぎ」、「役継ぎ」などとよんでいる。相続の時期については家によりさまざまであるが、相続者が三〇代から四〇代ははじめにかけておこなわれる家が多く、「跡とりが一丁前の世間交際ができて、自分の子どもが皆片づいて（結婚して）からシンシヨウを渡す（明新）」「孫がある程度成長してから譲る（三城目ほか）」などと伝えられており、跡とりが独身の時代あるいは結婚してすぐにおこなわれるという家はほとんどなかった。また、矢吹町内では隠居の慣行も広くみられるが、多くの場合、相続と隠居は同時におこなわれる場合が多い（本節「隠居」で後述する）。

シンシヨウワタシに際して親から子へ実際に渡されるものは、農家においては農業の経営権と親の老後の生活費を除いた現金などであり、土地、家屋の登記などを含む法制上の相続とは異なる。しかし、ここでいう相続は経済的な意味での財産相続（いわゆる生前譲与）ではなく、その家の家長権が交代することであり、シンシヨウワタシを経てムラの寄合や共同作業への出席、鞆柄などでの手伝いやムラにおける役職も親から子へひき継がれ、公的にムラ社会から家を代表する存在として認知されるのである。

なお矢吹町内でも、前述のとおり特別な理由がないかぎりには長男が相続することを原則としていた家がほとんどであったが、聞きとり調査の結果、娘が婿をとって相続する例をムラ・マチともに数例を確認することができた。以下、その例をあげる。

○ 本村の例 原則的には長男が家督を継ぐことになっていたが、最初に生れた子が女で姉弟の年齢が離れている場合は婿をとって家を相続させることが、かつては中畑でも広くおこなわれていた。なお、長男が大きくなると、姉は婿とともに家を出ていくことが多かったが、その場合は土地と家屋をつけて出してやり、姉の家は新たな分家となった。

○ 三城目の例 一般的には長男が成長して独り立ちするまで家督を譲るのを待つが、あまりに遅くなる場合は、長女（あるいは次女）に婿をもらって家督を譲ることがあった。理由は、農作業は重労働であるため、あまり遅くならないうちに後継者を決定することが望ましく、おおむね六〇歳までには隠居したいと考えていたためである。なお、その際、長男は外に就職して出ていくことが多かったという。

○ 中町の例 商家においても長男が相続するのが一般的とされていたが、聞きとり調査の結果からは、ムラと比べると姉家督の数は多く、商家にとっては「よい跡継ぎ」ができることが重要なことであり、男女どちらが継いでもかまわなかったという家が多いようであった。なお、商家では姉が家督を継いだ場合でも、長男・次男が生家から土地をもらって近くに分家する例も多く、独立後は別の商売をはじめることよくあった。

（本家・分家） 以上述べたように、「家」の継続・発展を第一に考える一子残留（単独相続）を原則としていた以上、相続人（マケ、一族） 以外の子どもたちは、成人後は生れ育った家から独立しなければならなかったが、その際に戸主から土地や家

屋、資金などを与えられて独立するいわゆる分家の慣行も広くおこなわれていた。この慣行は分家後の土地の開墾、共同作業の効率化などをとおして、ムラにおける「〇〇家」の経済的、社会的基盤をさらに強固なものにすることを目指したものと考えられるが、見方をかえれば、『先祖の話』で柳田国男が述べた「家の根幹を太く逞しく」と「どの子も幸福に」という相反する二つの思い、さらに子どもや孫をできるだけ近くにおいておきたいという親の気持ちをバランスよく具現化したものともいえよう。矢吹町内でもこのようにして出た家を「分家」あるいは「シンタク（新宅）」、分家を出した家を「本家」あるいは「カッテ（勝手）」とよんでおり、戦後はほとんどおこなわれなくなったものの、昭和三十年代ごろまでは一部でおこなわれていた。分家を出す際に与えられる土地の面積や資金額については家によってまちまちであったが、分家する場所に関しては農家の場合は同じムラの中であることが多かった。マチの商家の場合は必ずしも同じマチの中ということはなく、本家がほかに持っていた土地に家屋を建てて独立する例が多くみられた。分家する時期は、ムラ・マチともに結婚を契機とするもの、嫁をもらって数年たつてから、本家に経済的な余裕が出たときなど、それぞれの家の事情によりさまざまであったが、三〇代で分家したという例が最も多かった。

一般にムラでは分家に際しては、本家が家屋を建てて土地をいくらか与えるほかに、農具一式と一年分の米や味噌ぐらいは持たせてやったものといわれるが、かつて中畑（本村ほか）では、土地を五反歩与えるとともに家屋を建ててあげるのが本来の分家の姿といわれ、昔のシンタクは「五反歩でヒトナ（一人前）」といわれていたという。しかし、実際には分家に際して広い土地を本家から与えられることはまれで、特に戦後になると、「分家を出す際の本家の役割は土地と現金を少し譲る程度」「分家によい土地はない」（三城目など）ともいわれるようになり、少ない土地で農業をおこないながら勤めに出る兼業農家も多くなっていた。柳田国男も前出の『先祖の話』の中で、「家を強くするということは、総領の権力を大きくしておくことで、もっと

詳しくいえば、次男以下の者に長兄とは比べものにならないような悪い生活を辛抱させることであつた」と述べているが、分家した多くの家の生活は、決して楽なものではなかつたと推測される。

一方で、本家は分家を出すことで将来への家の継続に対して大きな負担を負うことになるため、当然のことながら経済的な余裕のない家は分家を出すことができず、一世代においては一つの本家から分家は一軒のみという例が多かつた。しかし、何代後かにそのどちらかの家からさらに分家を出すということはムラの中で繰り返され、直接出た家と出した家との本・分家関係、さらに、その家にとっての本家が出た（分家した）本家を含めた本・分家関係と、場合によっては二重・三重の構造で同族組織が形成されていった。

我が国の各地において、このような本家と分家を中心とする同族組織を示す用語は多様であり、比較的広範囲にみられるとしてマキ・ジルイ・イットウ・イツケ・カブなどがあげられるが、その中で特に東北ではマキが広く分布している（山本質素「親族と同族」『日本民俗学概論』昭和五十八年 吉川弘文館）。マキは同族を表す用語として民俗学の研究者の間でよく使われ、柳田国男も『先祖の話』『ムラと学童』『家閑談』などで、「氏を同じくする一族の統合」をよぶ用語として用い、便宜上「巻」の字をあてているが、福島県中通り地方においては、このマキの変形かと推測される「マケ」が同族を表す用語として一般的に用いられている。マケの使用されている範囲を明確に示すことはできないが、北は伊達郡梁川町（梁川町史）から南は東白川郡埴町（奥州東白川の民俗）昭和四十四年 東京女子大学民俗調査団）まで中通り地方の全域で報告があり、矢吹町内においても、今回聞きとり調査を実施したほとんどのムラで親族集団・同族をマケとよんでいた（そのほか、「エンナカ（家の内）」「一族」）。ただし聞きとり調査の結果からは、マケという呼称はその一族の家柄、家風、経歴などによるイメージや「血統」といった意味で使われることが多く、「長生きのマケ」「女の家督（女の子が生まれやすい）のマケ」「病气持ちのマケ」など他家からよばれる場合に使用されることは多いが、本・分家関係を自分たちでよぶ場合にはマケという呼称は今日ではあまり使われていないようであつた。また、かつては結婚に際して、普段は特別な意識もなくつきあっている家であつても、「○○マケは嫌う」な

どと出自や家柄を気にする家があったため、結婚相手を紹介する際もマケを調べ、つりあうように注意したものだという。

本家と分家の関係は、正月に年始あいさつとして本家に全戸が集まるマケもあるが（かつてはどのマケも年始は必ず全戸が集まった）、普段の生活の中ではムラの中の家同士としてのつきあいをしており、表面上はその関係があまりあらわれることはないが、冠婚葬祭に際してだけは明確な形であらわれる。

まず、結婚に際しては、マケは全戸招待されるが、本家は「本家としての待遇」を受けるものとされ、席は親戚の一番上に設けられることが多く、ほかの分家の席が一般の親戚のうしろあたりに設けられるのとは全く異なる扱いであったという。三城目では総本家（マケの大元の本家）の代表一人は、仲人よりも高い席におかれ、引き出物やお膳もほかの出席者とは異なる高級なものが出されるため、祝儀も一般よりは高額を納めたという。中畑（本村ほか）では本家の戸主（オオオンツァマ）はシナンヤクとよばれる結婚式での進行役を勤め、嫁いりに際しては、マケの中で近い親戚二人が新婦を新郎宅まで送っていき、同様に迎えられる側もマケの中で近い親戚二人が新郎につきそった。

また、葬儀に際しても、ほとんどのムラで本家が分家の指揮をとり、本家の戸主は僧侶の案内役であり、葬送役付順序においても先頭（カタクチ・スイクチ・ソイクチとよばれる）を勤め、ほかの分家は親族のうしろにつく（三城目、神田、本村）。本家が葬儀の場合は分家がカタクチを勤めるが、本村においては、マケの中でも故人、あるいは故人の家が直接出た家（直接の本家）がソイクチを勤めることになっており、逆に本家で葬儀がある場合には、直接の分家の中で一番近い家がソイクチを勤める。また、マケの本家分家は葬儀には必ず通夜のお手伝いから参加することになっており、本家が分家の葬儀に参列する場合には香典も多く（ほかが三千円のとときに一万円から二万円）出すなど、ムラの中の他家の葬式とはその家にとつての意義も、負担も全く違ったという（三城目A家）。また、戒名についても、いくらお金を多く出したとしてもお寺は分家には本家よりよいものにつけず、墓も本家より必ず背が低く小さいものにしたという（本村）。

屋号と家印

ムラやマチの中においては、家々がお互いをよびあう場合、通常は戸主の名前をつけて「○○ゲ」などとよんだり、苗字でよばれることが多いが、かつてはほとんどの家で、それらに関係なく家自体が代々よばれてきた名前を持っていた。これを一般に屋号とよぶが、元来は同じ苗字が多い地域などで、家を相互によびわけるために成立したものと考えられている。

屋号は地勢（位置・方角）によるもの、家の格式や本分家関係によるもの、職業によるもの、先祖の名前の一部をとったものなどさまざまであるが、矢吹町内のムラにおいて確認できた屋号は職業に基づくものが多かった。現在は勤めに出ていたり、農業を営んでいる家がほとんどであるため、屋号からしか各家のかつての職業を知ることができないが、中には地理的な立地条件や建物の間取り、入口のつくりなどからその面影がうかがえる家もある。

具体的な例をあげると、三城目では「染め屋」「醤油屋」「酒屋」「麻屋」、神田では「麹屋」「お菓子屋（らくがんや）」「大黒屋（饅頭屋）」「塩屋」、明新では「鍛冶屋」「蚕種屋」「石屋」などがあり、いずれも先代、先々代までその職業を営んでいた家である。また、今回調査した中に「車屋」という屋号を持つ家が町内各地から五軒確認されたが、いずれも川（水路）の脇に立地しており、かつては水車を利用して米摺りや粉ひきをやっていたという。

マチ（中町・本町）においては、嘉永四年の『当宿方家々覚』をみると、当時はほとんどの家に屋号があり、その中には、「亀屋」「叶屋」「筑前屋」「信濃屋」など少ないながらも今日まで続いているものもある。「筑前屋」「信濃屋」などは、先祖の出身地を名乗ったものと伝えられるが、そのほかの今日まで伝えられている商家などの屋号は、ある時代の先祖の名前をもとにしたものや家印からとったものが多く、ムラのように職業からつけられたと思われるものはほとんどなかった。また、マチにおいては屋号を持つ家は旧家と考えられ、「葬儀における相互扶助組織」で前述した中組楯柄記にはいつている家は、全て屋号を持つ家である。

また、かつては屋号と同じようにほとんどの家で家印とよばれる家紋とは異なる独自の印がつくられ、下駄や農具に焼き印で

【表7】

加登屋			③三城目	叶屋	②大和久 山田屋	惠美須屋	米富士屋	①矢吹 薦屋	屋号	家印	氏名
井	サ	セ	久	叶	三	大	七	吉	印		
山の井	ヤマサ	山にセ	二つ山に久	丸に叶	三つ井	山に大 ←丸にゑ	山に七	カネヨシ	通称	氏名	氏名
堀井哲三	佐久間家	関根昭三	太田昌弘	久保田満	星信之助	大野正美	佐久間一城	佐久間雄郎			

	⑥中畑			⑤明新 鍛冶屋	麴屋		④神田	車屋	屋号	家印	氏名
カ	平	三	井	方	二	◇	本	中	平		
丸にカ	山に平	二つ山に二	丸に井	二つ山にカ	山にい二	井桁	こぼれ松葉	カクナカ	ハキ	通称	氏名
高久満定	関根信雄	大木倉吉	藤井友治	円谷正勝	藤井森正	藤井直喜	鈴木利助	加藤正直	浅川能貞		

叶屋	大木代吉 本店			分家などで家印が変化する例			山一	車屋		屋号	家印	氏名
大	ヤマシメ	大	カネダイ	本家	分家①	分家②	本	二	早	五		
メ	カクシメ	天	カネダイイチ				二つ山に本	山に一	山に八	カギフクベ ←丸に早	丸に五	通称
メ	マルにシメ	天	カネダイニ				関根本家	蛭田辰吉	藤田忠一	鈴木早二	後藤助一郎	氏名

押したり、傘、提灯などに墨で書くことで家ごとの物の占有標としていた。このように自分の家の物とほかの家の物を明確に区別する必要があったのは、公民館などの施設が整備される以前は、冠婚葬祭はもとより、ムラの寄合や青年の集まりなど一般の家を会場としておこなわれており、一度に多数の用具を借り集める必要があつたので数軒の用具（鍬柄で買いそろえる以前は特に食器）が混用され、使用後の区わけにはこの家印が大切な役割を果たしていたためである。構図は「ハ（ヤマ）」「□（カク）」「○（マル）」などの簡単な記号に、漢字あるいは仮名一文字を重ねたようなシンプルなもの、その家の苗字や先祖あるいは家長の名前の中の一字が使われている例が多



【写真19】町内各家の家印

く、必ず屋号が用いられるということではない（表7参照）。また、マケ内では、分家は本家の屋号に一文字加えたり、文字を同じくして記号を一部かえる（あるいはその逆）など、同一系統の家印を用いることが多い。なお、家印は基本的に代々受け継がれるものであり、ほとんどの家では昔からかわりはない。

ムラいり（ワラジ　ほかから移住してきた家族がムラにはいる場合は、昔からムラに居住しているだれかに紹介者として間にヌギ）と加入儀礼　はいってもらい、寄合の際に酒などを持ってあいさつした上で加入が認められた。昔は、ムラで最初に頼りにした家をワラジヌギとよんだが、ムラにはいつて最初にわらじを脱いだイエの意味だといわれ、ムラでの生活が落ち着くまでなにかと面倒をみてもらったものだという（原宿、三城目、神田など）。

神田では、ワラジヌギは組長（回覧板を配る範囲の長）が勤めることが多かったが、特に決まりはなく、以前から知りあいである家があればその家に頼むこともあった。加入に際しては特別な儀礼はなかったが、酒二升を持って一月十七日の総会であいさつし、ムラいりを承認された。ワラジヌギのイエとはその後も親戚つきあいをし、冠婚葬祭や歳暮、年始のあいさつは欠かさなかったという。

なお、現在はおこなわれていないが、三城目では昭和初期までムラへの新加入者に対し、青年たちが水をかける加入儀礼が一月十五日の朝におこなわれていた。基本的に前年にムラの娘と結婚した花婿が対象の中心であったが、三神小学校に新たに赴任した先生など、外部から新たに移り住むことになった男性は原則として全て水かけの対象者とされていた。しかし、花婿以外の人や花婿でも体の弱い人は、事前に酒二升を持って青年会長にあいさつしていくことで許され、実際に水をかけられることはまずなかったという。水をかけられた花婿たちは、翌年は古一婿とよばれたという。また、この行事に先駆けて、花婿たちは三城目の六つの小区の区長宅を裸足にわら草履（ぞうり）、ふんどし一つの上に浴衣姿で年始廻りをおこなったが、水を浴びるよりもつらかったとのことであった。いわき市沼ノ内の水祝儀や田村郡三春町西方の水かけ祭りなど、若者たちがムラの娘の結婚を承認するいわゆる「婿いじめ」の行事は各地にみられるが、婿（あるいは嫁をもらった地元出身の若者）以外の仕事の関係などでムラに居住

することになった者をも対象としていた点は県内でも珍しく、興味深い（第五章人の一生参照）。

擬制的親子関係

実際の家族における親子関係とは別に、血縁関係のない人との間に、なんらかの理由により親子に準じるような関係を結ぶ慣行が、かつてはさまざまな場面でおこなわれていた。先に述べたムラいりに際して頼むワラジヌギなどもその一つであるが、人生の大きな節目においてお世話になった人には歳暮、年始のあいさつや冠婚葬祭のつきあいなどの義理を果たし、親戚のような交際をしてきたようである。

三城目・神田などでは、かつて体の弱い子どもが生れたときや母親によい乳が出ないときには、子が多くて丈夫に育っている外部の家に子どもを一週間から一〇日ほどあずける慣行があり、サトオヤ・アズカリオヤなどとよばれた（三城目では、鏡石町の「丈夫なマケ」の人に、サトオヤをよく頼んだ）。乳をもらって育ててもらうが、その後も親戚のようなつきあいをし、葬式や結婚式にも招待した。

また、結婚に際しての仲人についても、「仲人は義理の親」「仲人は親がわり」などといわれ、歳暮や年始のあいさつ、冠婚葬祭の招待を欠かすことなく、なにかにつけて大切に扱った。なお、仲人は親同士の中にはいつて実際にまとめる仲人（ムラに必ず世話好きで話が巧く、まとめるのが得意な人がいたものだという）と、結婚式当日の仲人（頼まれ仲人、「ムラの名士」や「顔の利く人」が別の場合も多かったが、その場合はどちらにも親としての義理をとおし、少なくとも三年間は歳暮や年始のあいさつをした）。

そのほかでは、産婆さんについても子どもがある程度の年齢になるまでは歳暮や年始のあいさつは欠かすことはなく、結婚式にも招待することが多かった。

三 家族のしくみ

家族の規模 これまで述べてきたよ
 および呼称 うに、家族とは夫婦・
 親子・兄弟(姉妹)などを基礎として
 生活をとにもする集団のことである
 が、長子残留の相続形態をとっていく
 以上、理想的な家族形態は三世直系系
 家族(親夫婦と子ども夫婦と孫)とい
 うことになり、子どもからみれば、父
 方母方どちらかの祖父母、父母、兄弟、
 姉妹、自分が標準的な構成員というこ
 とになる。

それでは、人々は家族をどのように
 呼んでいるのだろうか。それぞれの立
 場により異なるだろうし、家の中で直
 接本人に呼びかける場合と、外部への
 紹介など対外的に呼ぶ場合とでも異な

【表8】矢吹町内における家族の呼び方

続柄	自分が呼びかけるときの呼称	外部に紹介するとき等の呼称
父	おとつあ・とうちゃん	おやじ
母	おつかさ・おかさ・かあちゃん・かか	おふくろ・かか
妻	かか・かかあ・かあちゃん・名前で呼ぶ	かない・うちの
嫁	あねさ	あねさ
兄	あんにゃ・あんちゃん・(名前を付け)〇〇あに	せな
弟	名前で呼ぶ	しゃてい・しゃで
姉	あねさ・ねえちゃん・(名前を付け)〇〇あね	あね・おつきあね
妹	名前で呼ぶ	いもうと・いもと
祖父	じさま・じじさ・じつち・おんつあま	じじさ・ちゃつちや・いんきよじじ
祖母	ばさま・ばばさ・ばつば・おばさあ	ばばさ・ばつば・いんきよばつば
曾祖父	おおじじ・おおじさ・大きい(おつけ)じじ	かんきよじじ・かつてじじ
曾祖母	おおばば・おおばさ・大きい(おつけ)ばば	かんきよばば・かつてばば
息子	名前で呼ぶ	せがれ・やろ・むすこ
娘	名前で呼ぶ	むすめ
長男	名前で呼ぶ	そうりよう・あととり・おつきやろ
次男	名前で呼ぶ	二番・二番目・二番やろ・じなんば
末男	名前で呼ぶ	ばつち・ばつちこ
長女	名前で呼ぶ	女のそうりよう・そうりようむすめ
次女	名前で呼ぶ	二番目・ちんちゃあね
末女	名前で呼ぶ	ばつち・すいつこ・ばつちむすめ

※外部への呼称は、「おらいの〇〇」「おらげの〇〇」と呼ぶことが多い

ると考え、それぞれを一覧表にしたのが表8である。各ムラごとの呼び名に特に違いはなく、しゃでい（おとうと）、せな（あに）、ちやつちや（戸主、父親）など、中通り地方の他市町村からの報告にもみられる呼び方がほとんどであった。

外部に紹介する際の呼称については一般に「自分の家」という意味の「おらいの」「おらげの」をつけて呼ぶことが多く、「おらの○○」とはあまり呼ばないところに、家族一人一人が「家」に帰属するという意識があらわれている。さらに息子たちのことを「おっきやろ」「一番やろ」「ばっちやろ」と家の中の地位を示して呼ぶ点や、長女に対して、ほかの姉妹と異なつて家督相続の対象であつたことを暗示させる「女のそうりよう」「そうりようむすめ」といった呼び方などからも、将来へと続く「○家」の中での家族という構造が連想され興味深い。

通婚圏、嫁 結婚は、現在では恋愛もしくは見合いにより、当事者同士が納得した上で進められるのが普通であるが、かつてと里のイエはイエとイエとの関係が重視され、親同士あるいは親と仲人の間で相手が決められるのが一般的であつた。三神小『郷土誌』にも「婚礼」について、「人物本位ニ依ル婚姻ニ重キヲ置クコト僅少ニシテ親族結婚ノ弊風未ダ去リヌベクモナク」と記されているように、家柄のつりあい最優先であり、従兄弟同士や親戚間での結婚も多かった。聞きとり調査をとおしての印象では、戦前までは恋愛による自由な結婚はほとんど少なく、結婚する当人同士の意志はあまり尊重されなかつたようである。結婚の形態や儀礼などについては、第五章人の一生の中で詳しく述べられるので、ここではムラ・イエとの関係に焦点をあて、通婚圏を中心に述べたい。

表9は矢吹町内に居住する人がどこから嫁（あるいは婿）にきたのかを、旧大字別に一覧表にしたものである。戸主を対象に、現在の嫁（主婦⇨戦後）、一代前（戸主の母父⇨昭和初期から戦後）、二・三代前（同じく祖父母もしくは曾祖父母⇨明治・大正）の出身地をアンケート形式で調査したが、地区・年代によつての通婚圏の特色を、表からある程度読みとることができるといえる。

まず、地区別に比較すると、矢吹は明治期において既に他町村からの嫁いりが多く、マチをこえた商家同士のとりひきなどによるつながりや、家柄のつりあいなどへの配慮の様子がうかがえる。また、三神は阿武隈川を挟んで隣りあう玉川村・石川町、

【表9】矢吹町内・旧大字別通婚姻（アンケート結果から）

① 同ムラ（マチ）
 ② 同ムラ（マチ）以外の現矢吹町内
 ③ 現矢吹町以外の西白河郡内
 ④ 県南地方（近隣町村）
 ⑤ その他
 ※（数字）はアンケート回収数

旧大字矢吹（九人）

現在の主婦			一代前			二代前、三代前		
①	二人		三人			二人		
②	二人		二人			二人		
③	三人（大信村一、泉崎村一、白河市一）		二人（大信村一、泉崎村一）			三人（泉崎村二、大信村一）		
④	なし		なし			二人（石川町一、塙町一）		
⑤	二人（郡山市一、福島市一）		二人（二本松市一、県外一）			一人（須賀川市一）		

旧大字中畑（二四人）

現在の主婦			一代前			二代前、三代前		
①	三人		五人			五人		
②	二人		三人			三人		
③	六人（白河市一、泉崎村一、中島村一、東村三）		五人（中島村三、泉崎村二）			一人（中島村一）		
④	三人（古殿町一、鏡石町一、石川町一）		なし			一人（石川町一）		
⑤	なし		なし			なし		

旧大字三神（一三人）

現在の主婦			一代前			二代前、三代前		
①	三人		四人			五人		
②	一人		三人			二人		
③	一人（中島村一）		三人（中島村一、泉崎村一）			二人（中島村一、東村一）		
④	四人（鏡石町二、玉川村一、石川町一）		三人（玉川村一、石川町二）			六人（玉川村一、石川町五）		
⑤	五人（小野町一、平田村一、郡山市一、いわき市一、県外一）		三人（玉川村一、石川町二）					

中畑は街道沿いの中島村からの嫁（婿）いりが特に目立つが、従兄弟や遠い親戚同士での結婚も多かったようで、これらの地区との経済的な交流だけでなく、古くからの社会的なつながりの深さを推測することができる。

なお、三地区ともに戦後になって県南地方以外の出身者との結婚が増えてきており、上級学校への進学数、交通の便、勤務形態などの変化に応じて通婚圏が大きく広がってきていることがはっきりとあらわれている。このことについて、三城目での聞きとり調査によると、昭和三十年代末から四十年にかけてこのような変化が顕著になってきたとのことであり、当時、ムラの年配の人たちは、ユイにおける労働力の確保や「困ったときに助けあう」場合の利便性からも、近くから嫁をもらうことを「心強いもの」として望んで積極的に進めたが、若い人たちになかなかいうことを聞いてもらえず、本人たちの意志を尊重した結果、他市町村からの嫁が増えていったのだという。

なお、かつて近くから嫁がきていた時代、特に子どもが生れる前までは頻繁に里帰りをしていたようであり、八月には「洗濯泊まり」とよんで八日間ほど実家に泊まる慣行などが広くおこなわれていた。

以下、聞きとり調査の結果から神田での嫁の里帰りの例をあげる（実家は中島村滑津）。

- ・正月Ⅱ二日から二日間もしくは四日間。奇数を嫌い、丸くいくように割り切れる日数だけ泊まるものとされた。
- ・二月十日Ⅱとおか餅（ほかの神様のさがる日）として、「黒くてもいいから大きい餅」を持って実家に帰る。
- ・盆Ⅱ親が亡くなった場合は一四日から、親が健在の場合は一五日から。宿泊数は正月と同じく偶数日間とされるが、大概は子どもが家に帰りたいがるのを契機に戻ってくる。

・十月十日Ⅱとおか餅（カリアゲ餅）として、「（収穫後だから）小さくてもいいから白い餅」を持って実家に帰る。

親 戚

成長後、本家から土地や財産をわけてもらわずに（分家ではなく）独立したり、嫁いり・婿いりにより出ていった家族は親戚となり、従兄弟姉妹、叔（伯）父叔母などとしてお互いに頻繁にいききする。正月・盆などはほとんどが実家に集まり、田植えのユイについても近所よりも優先して手伝うこととしている家が多い。

ただし、葬式、結婚式、彼岸の花など、親戚としての義理は三代までとされているところが多く、お互いの曾孫の代には義理はほとんどおこなわれなくなるのが一般的である。親戚は血縁に基づくつながりであるため、構成員同士の関係が薄くなればいさきすることも自然に少なくなり、それにかわって子どもや孫の代に独立した兄弟姉妹の家族との新たな親戚関係が再び生れることとなる。つまり、家族が生死を繰り返し、メンバーを交代させながらそれぞれの家を守っていくのと同様に、親戚も時代により交代し、冠婚葬祭や田植えのユイなどをお互いに助けあいながらそれぞれの「家」を継続していくのである。その点で、当事者同士が普段はつきあいがなくとも冠婚葬祭においては重要な役割を果たし、時代を経ても交代することはない本家・分家の関係とは、大きく性格が異なる。ただし、四代目以降も「遠い親戚」としては意識され、なにかの機会に一緒にいる際にはお互いにはかの家とは多少異なり、ムラの家々からも同じマケとして認識される。

隠居

隠居とは一般に家長としての地位（世帯経営権）や財産を跡継ぎに譲り、自らは夫婦で退隠生活にはいることであり、大間知篤三は前掲の「家族」において「一家が同じ部落、一つの屋敷内において暮らす風習」と定義している。大間知による研究をはじめ、これまでの各地からの報告により、隠居は福島県の阿武隈山系が北限とされており、矢吹町内のムラにおいても隠居の慣行を広く確認することができた。

隠居制（家の複世帯制）には全国各地でさまざまな形態があり、これまで民俗学、社会学の双方からいくつかの分類がなされている。山本質素は「隠居制家族論再考」（『社会学論叢 第一三三号』平成十年、日本大学社会学会）の中で隠居制家族を、①分立隠居（新たな家を分出するための積極的な隠居、分家隠居）、②別居隠居Ⅰ（二世代夫婦同居を避けるため、息子の結婚を契機にできるだけ早く隠居）、③別居隠居Ⅱ（伊豆諸島や西日本各地の島々などでみられた「婿入婚」習俗における「嫁の引き移り」を契機とする隠居）、④退隠隠居（年齢、体力などを考慮して、跡継ぎに世帯経営権を譲るための隠居）の四つに分類しているが、今回の調査において矢吹町内で確認された隠居形態は全て④であり、隠居Ⅱ相続（シンショウワタシ）を意味した。

このような隠居は①とは異なり、家から経済的に独立した存在（いわゆる隠居分家）ではなく、食事など一部を別にして生活するものの、あくまで家長による生産活動に基づく生計の下にあり、老夫婦（一般にはどちらか）の死後の居宅は家長に帰属し（次の隠居があるまで物置などに利用されることが多い）、葬儀も家長が出すことになる。

以下、矢吹町内における隠居慣行について記す。

【隠居の時期】

おおむね五〇歳から六〇歳（跡継ぎが三〇歳から四〇歳ごろ）であり、隠居する契機としては「重い物を持てなくなったとき」（三城目）、「長男が結婚して孫がある程度になったとき」（本村）など家によってさまざまであるが、分家を出す場合にはその時期とは異なる事例が多かった。

【隠居の居宅】

隠居後の老夫婦の居宅はインキョ（慣行そのものをよぶ場合との区別のため、ここでは居宅についてはカタカナ表記とする）とよばれ、跡継ぎ夫婦が生活する場所をカッテ（勝手）とよぶが、矢吹町内においては昔からの大農家（マケの総本家が多い）など一部を除いてはインキョが別棟である例は少なく、多くはカッテと棟続きで玄関（入口）が別に設置されるつくりとなっている（写真参照）。また、インキョとカッテの位置関係について、「日が沈む方に隠居、上る方に若い人」「太陽があたり方にはインキョは建てない」という伝承が広くあり、インキョは勝手より西、あるいは「カッテより前に出ない」ように設置するものとされた。

インキョの生活施設については、炊事場と便所は別に設けてある家が多い（かつて便所が屋外に設置してあった時代は共用が多かった）が、風呂はどの家も一緒であり、年



【写真20】関根フサ子家（左側隠居）

寄りが先に焚いてはいるのが一般的であった。

なお、矢吹町内では最近新築された住居であっても、同じ建物にカッテとインキョの玄関（入口）を別に設けている例が各地で見られる。「小学校低学年まで親に怒られたときに逃げた」（三城目）という話に代表されるように、インキョは古くから孫と祖父母の交流の場でもあり、近年の共稼ぎの増加に対応して隠居夫婦が孫の面倒をみることなど、隠居制度が積極的に活用されている面も大いに見受けられる。二つの家族の生活時間帯のずれにより生じる問題などを解決し、必要に応じてお互いが助けあうことを可能にする制度として、隠居という民俗が今の時代においても現実的な意義を持って生き続けている例が、今回の調査で多く見受けられた。

【神棚および仏壇】

神棚および仏壇については、どちらもカッテのみにおかれるという家が多かったが、三城目、神田などでは神棚・仏壇とも双方にあるという家も多く、さまざまであった。

また、仏壇が双方におかれている場合、位牌については、古いご先祖はインキョにまつり、カッテには新しい位牌のみをおくという家が多かった。

神棚・仏壇の所在アンケート 回答数二四件

○神棚、仏壇とも勝手のみ……………一件

○神棚、仏壇とも双方にある……………八件

○神棚は双方、仏壇は勝手のみ……………四件

○神棚は双方、仏壇は隠居のみ……………一件

【二代隠居（カンキョ、マタインキョ）】

隠居後、年月を経て再びシンショウワタシがおこなわれた場合、前に隠居した老夫婦が存命であれば、一つの家に二代の隠居

（旧大字矢吹七件・中畑九件・三神八件）

が生活することとなる。このような慣行をカンキョ、マタインキョとよんでいるが、通常は老夫婦の内どちらか一人が亡くなった時点でカッテの一部屋に移っていることが多いため、インキョは既に使用されなくなっており、新たに隠居する夫婦がインキョに移り住むことが多かったようである（なお、家長夫婦はある程度の年齢になっても、前の老夫婦が亡くなるまでは隠居しないのが一般的であった）。

前述の「家族の呼び名一覧」にあるように、矢吹町内でも曾祖父（母）をカンキョジジ（カンキョババ）とよんでいる例は多くみられたものの、実際に建物を別に設けてのカンキョ（屋敷内に隠居用の建物が二棟）という家はほとんどなかったようで、今回の調査では、三城目において一軒のみ確認することができた。この家は「長生きのマケ」「百歳まで生きる家」とよばれており、代々の家長夫婦が六〇歳をこえても隠居夫婦は元気であることが多かったため、屋敷内に隠居用の建物を二棟設置していた（建物は二十年ほど前にとり壊され現存しない）。この建物はマタインキョとよばれ、神棚・仏壇はなく、簡単な炊事場が設けられており、老夫婦が食事をして寝るだけの小さなものであったという。

※「隠居制家族論再考」における隠居制の分類で、山本は④退隠隠居の一形態として、母屋に老夫婦が同居する⑤楽隠居をあげている。本文中にあるとおり、矢吹町内においては、多くのインキョがカッテと同一棟ではあるが玄関をはじめ生活空間の多くを異にすることから、④と⑤の中間的な隠居形態が多いともいえる。